

古賀鶯溪編

25  
829

最新樺太案内

地圖及寫真



25-829



最新樺太案内

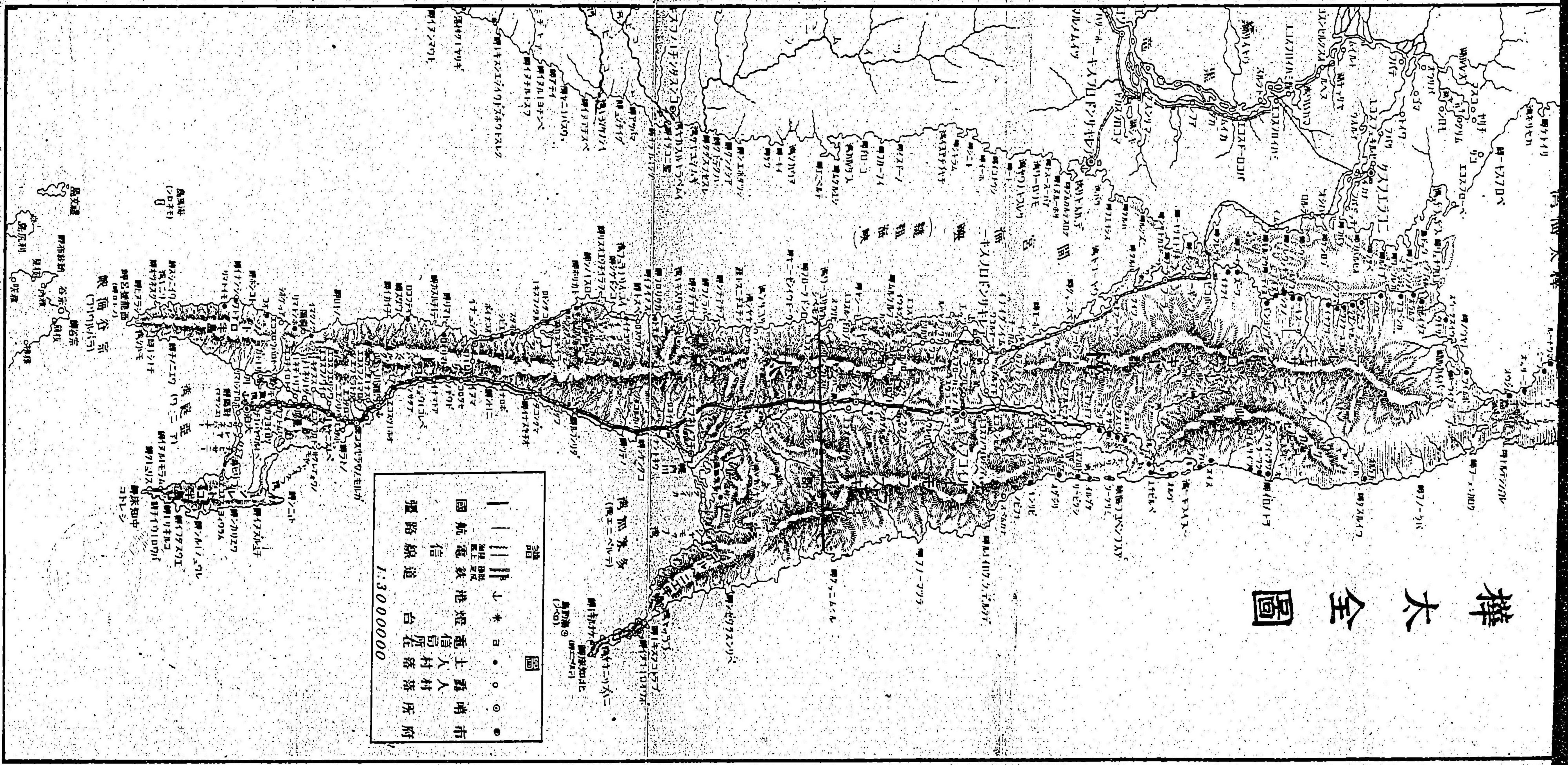
明治  
42 7 19  
内交







# 樺太全圖



● 市  
 ○ 町  
 ○ 村  
 ○ 土人村落  
 ○ 電信局所在  
 ○ 燈台  
 ○ 港口  
 ○ 航線  
 ○ 國信  
 ○ 鐵道  
 ○ 疆路線道

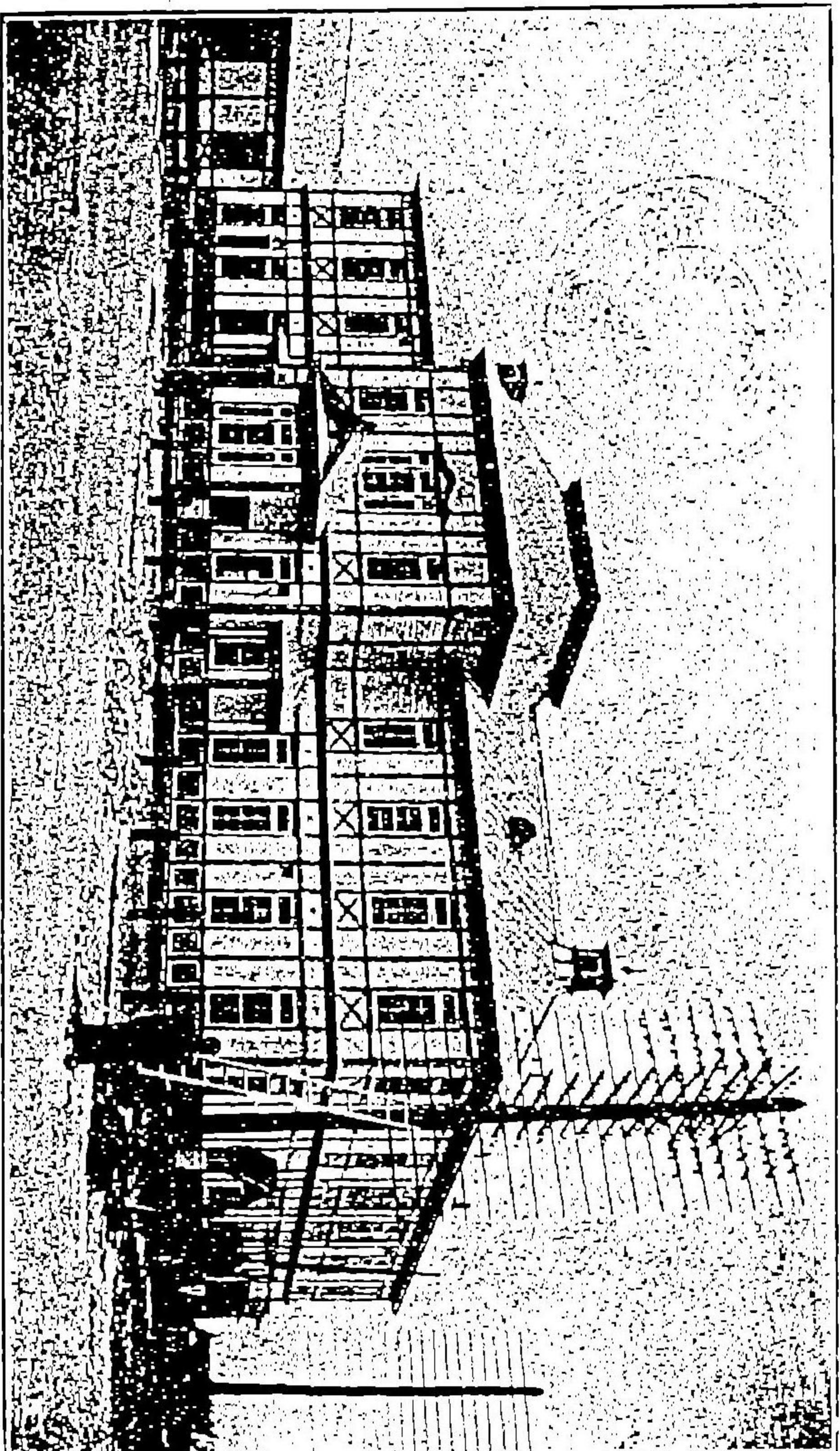
圖  
 1:300000



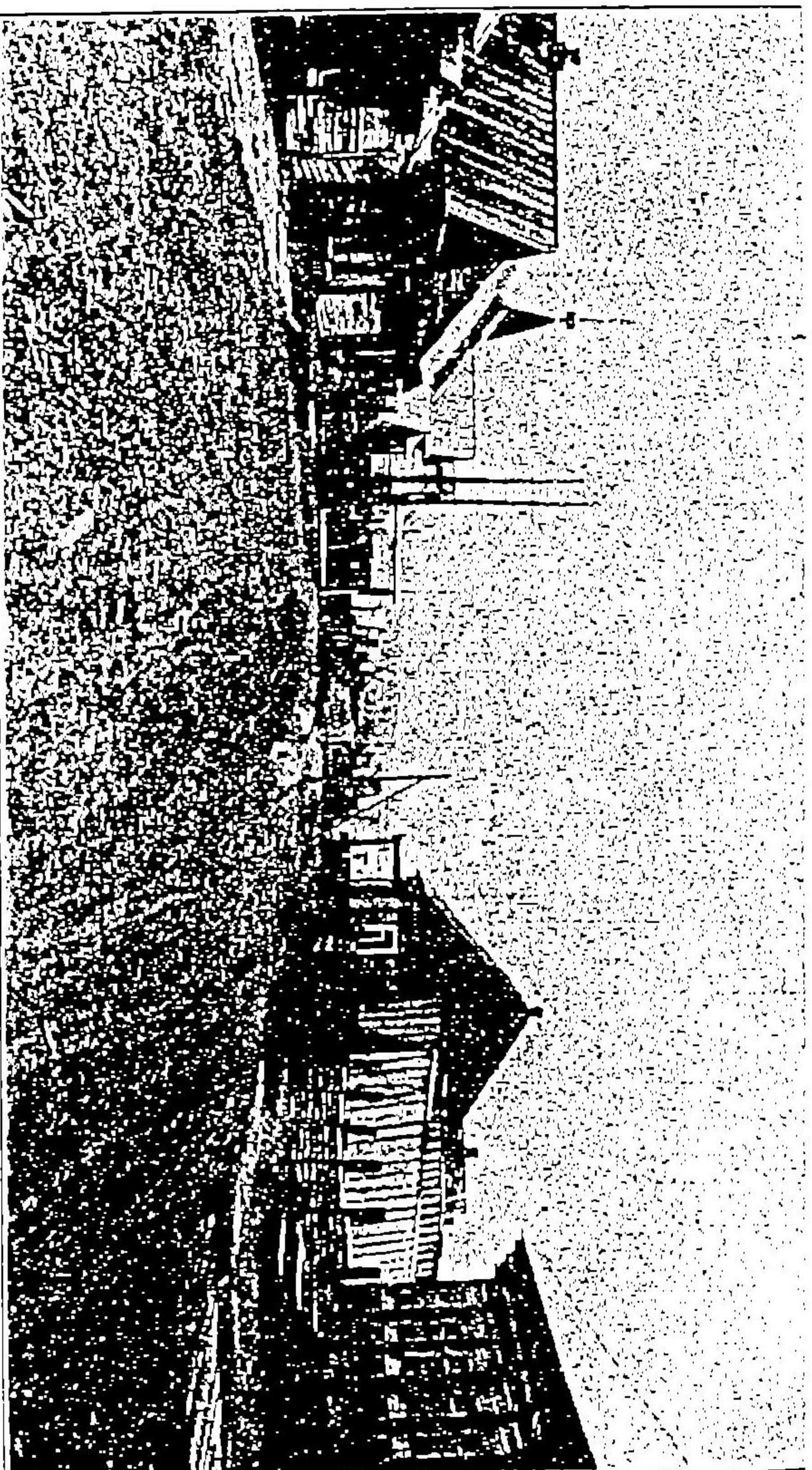


権太アヌ人



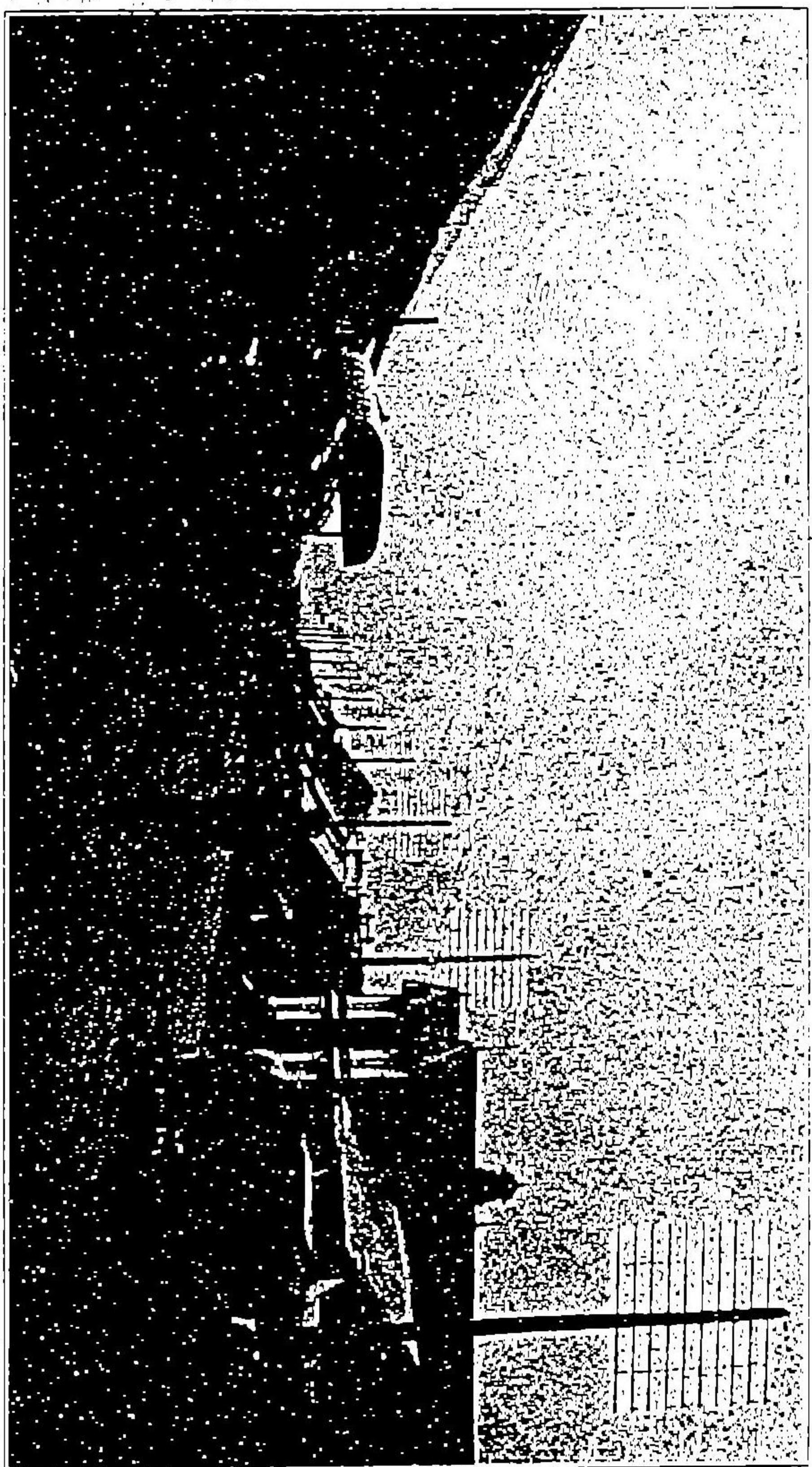


大権 廳 郵 便 電 局



大権 豐 原 舊 人 市 街 之 圖





三 溪 船 泊 大 大 橋

序

明治三十七八年の大戦役に於て、我國は彼れの如き大勝を奏しながら、其結果として獲たる土地は唯だ樺太島の南半部のみ。十數萬の生命を犠牲とし、十億の負債を残して、贏ち得たる此の唯一の土地、我が全國民の爲には最も高價なる紀念物にあらずや。此の紀念物を開拓經營して、出來得る限り其の眞價値を發揮するは、實に我が國民が戦役に斃れたる同胞十數萬犠牲の靈を慰むる最良の道なり。況や此の島



頗る天與の物産に富む。山に森林あり、海に漁利あり。地下に礦物あり、地上に沃野あり。而かも世人の意を此の新領土に注ぐもの甚だ稀なり。本書著者之を憂ひ、樺太の利源を説き、地理を説き、加ふるに同島に關する一切の法令を集め、以て世の樺太經營に意ある人の指鍼と爲す。一小冊子と雖も、我が戦後經營に裨益するの効績至大なるを信ず。

明治四十二年六月下浣

坪谷水哉識

### 自序

萬金を擲て髯剃り道と球戯術とを學ひ得るハイカラ洋行よりも、戦勝國の國民として北門の新領土に遠征を試み、殖産開拓の道を講ずるも亦愉快ならずや。本書はポケット用樺太案内記として發行したるものなり。迎ても参考にはなるまいが、渡航上少しても裨益することあれば、編者の光榮之より大なるはなし。



緒言

一本書は俗務匆忙の傍ら筆を下せるものなるを以て文體錯雜に流れ詳略其宜しきを得ざるは深く讀者に謝するところなり

一書中收むる材料は最近の調査なれば精確は保證すへきも如何せん新陳代謝の激しき新領土なれば讀者に充分なる満足を與ふへからざるは最も遺憾に堪へざるところなり

一法令の部は軍政時代發布の廢止舊法も參考として特に列記したるものなり

明治四十二年初夏

編者識

最新樺太案内目次

位置及地勢	一頁
市街地の狀況	四
市街地戸數人口表	六
諸營業	八
營業者調査表	九
物價ト勞銀	一三
氣温	一七
衛生	一八
教育	二一



宗教	二四
交通	二五
森林	三〇
水産	三二
鑛物	三五
殖民	三七
農業及牧畜	四〇
移住	四六
七十億噸の石炭を有する樺太の將來	五五

樺太民政長官平岡定太郎君の談

## 最新樺太案内

古賀鶯溪編纂

### 位置及地勢

樺太(クハタ)は北は北緯五十度を限りて露領薩哈連に界し東は渺茫たるオーツク海に面し西は間宮海峡を隔て、西比利亞と相對す南には亞庭(アヂマ)海あり西能登呂(ニシノトウロ)中知床(ナカチベツ)の二岬南方兩端に突出して之を擁す西能登呂岬の北海道宗谷と相對する處は即ち宗谷海峡にして其間僅々四十餘裡に過ぎず地形南北に長く延長約百二十里に及ぶ幅員最も廣き所は幌内(マフチ)川(カハタ)の河口附近にして東西四十里内外其最



も峽きは「クスンナイ」「マヌイ」間にして道程八里に満たす面積約二千三百餘方里にして九州より稍小に臺灣より稍大なるが如し地勢は一般に緩穩にして峻峻の地少く南北に連亘せる東西兩山脈あるも其高峻の地と稱する國境近附に於て尙海拔四千尺を起ゆることなし西山脈の中間は低地にして幌内川内淵(オシ)鈴谷川(ウツ)日多加川(ヒカ)川等の河川其間を緩流す就中内淵鈴谷ルウタカ諸川の流域は土地豊饒にして耕作に適す山嶺は鬱蒼た椴松蝦夷松落葉松等の森林繁茂し地中には石炭其他有用なる礦物を藏し其量豊富なり但四百餘里の海岸出入屈曲甚だ少くして完全なる天然の良港灣に乏し

渡航者及現住戸口

渡航者

年次	種 別		計
	男	女	
明治三十八年	三、四三	三七九	一三、七九二
明治三十九年	一四、六六	三、一三	一七、七九
明治四十年	三二、四六	八、七五四	四〇、三〇〇
計	四九、五〇五	二二、二四六	六一、七六一

備考 前掲の外既住三ヶ年に漁夫として東西海岸に渡來したるもの約四万一千三百人急施官營事業に要する應募人夫として渡來したるもの約二千二百五十人あり、之を加算すれば、本表の男女總計十萬五千三百一人となるべし

此等渡來者の多數は冬期内地に歸還するを以て所謂越年者と稱す



る年末現在者に在りては更に其數を減ず即ち左の如し

四

年次	種別	戸數		人口		比較増減
		男	女	男	女	
明治三十八年		四〇六	一、三三三	三五七	一、九〇〇	對三十八年戸數一、九七七比較増(人口八、八二六)
明治三十九年		二、三三三	七、二五五	三、三三三	一〇、八〇六	對三十九年戸數二、六八二比較増(人口七、四七五)
明治四十年		四、七五五	一一、二二二	七、二二八	一八、二二八	比較増(人口七、四七五)

### 市街地の狀況

茲に市街地と稱するは大泊支廳管内大泊市街地豊原支廳管内豊原市街地眞岡支廳管内眞岡市街地の三箇所なり是等の市街地は皆我領に歸してより以來急速の發達を爲せしるものにして今や連擔櫛此の新市街を成せり

大泊街地は舊時楠溪クシノカキと稱したる「コルサコフ」及び「ボロアントマリ」と稱したる大泊の總稱なり元大泊は「コルサコフ」と共に亞庭灣内に於ける好錨地にして日用物資は主として此地より輸入せられ従て商舖其他有力なる者多く居を此處に構ふに至れり「コルサコフ」は楠溪と稱し又九春古丹と呼へり三十八年占領後主なる官衛は皆此地に設置せられしを以て漸次發達し遂に大泊町と連絡するに至れり即ち今の大泊市街は神樂山の東麓を遶りてコルサコフ海岸より大泊海岸に達し約一里の間人家接續せり現今樺太廳大泊支廳郵便支局醫院分院樺太守備隊分遣隊等の所在地なり豊原市街地は元「ウラジミロフカ」と稱し大泊市街地の北方九里餘鈴谷原野の中央に位す附近は本島中最も廣大重要なる殖民地にして西海岸の眞岡東海岸の

五



ドブキーに通ずる道路は皆此處より分岐し自から形勝の位地を占む樺太廳本支廳樺太守備隊司令部樺太地方裁判所區裁判所札幌監獄樺太分監は皆此地に在り  
 眞岡市街地は西海岸に於ける樞要の地なり西海岸一帯好漁場多きを以て漁業季節には此一段の繁盛を見る殊に當港は冬季に於ても船舶の出入較々安全なるを以て本島内地間の連絡港として四季重要なる位置を占む樺太廳區裁判所の所在地なり

市街地戸數人口表

市街名	年別	戸數	人口
大泊	三十九年	一、〇三三	四、六七五
	四十九年	一、四五〇	五、二九八
豊原	三十九年	一四五	一、五〇九
	四十九年	五六一	二、〇七七
眞岡	三十九年	七〇八	二、五九七
	四十九年	七〇八	二、七八七

入港船舶及輸出入貨物並渡來者人員

年次種別	入港船舶數		輸出入貨物噸數	
	隻	登簿噸數	輸入	輸出
明治三十八年	六六	二七、五六一		
同三十九年	四五七	一二七、九四四	六四、七〇八	三五、八四八
同四十年	三九三	一六六、〇一〇	一四九、六二五	三四、三五七
計	九一六	三三一、五五五	二一四、三三三	七〇、二〇五

備考 御用船及内地より直接東西兩海岸の漁場に出入せし船舶に係るものは本表中に計上せず又三十八年に於ける輸出入貨物



は不明なり

八

諸營業

諸營業者は概ね皆市街地に居住するを以て三十八年八月以來各市街の發達に伴ひ其數も亦著しく増加せり即ち昨四十年十二月末の調査に依れば各支應管内を通して二千二百六十四人の多きに達せり然れども其多くは料理屋飲食店及雜貨小賣商の如き一時の利益を目的とする者なり而して此等營業者に對し四十年四月樺太廳を設けられてより内地の税制に依らす凡へて輕少の税金を賦課することとなれり但し年々冬季に際して渡航者の大半歸還し在住者の類大に減少するを以て營業上亦之か影響を蒙るを免かれず

營業者調査表

種別	支應別			
	大泊支應	豊原支應	眞岡支應	合計
宿屋	二九	二六	四四	九九
下宿屋	九	四	四	一七
料理屋	五二	二五	四三	一二〇
飲食店	一七	二〇	一七	五四
貸座敷	四	一	四	八
藝妓	八一	三五	四五	一六一
娼妓	二五	一	九	三四
酌婦	八七	五三	六四	二〇四
			九	



賣肉 屠獸 牛乳 榨取 俳優 遊技 人 遊技 場 遊技 師 匠 劇場 寄席 代書 汚物 掃除

二六 三八 三六 一九 三一 二二 二二 二二 一一

一五 二一 〇四 一四 一一 一一 一一 一八

二八 一一 二二 三三 三三 二二 一一 一一 一一 二

三九 〇六 二八 一六 四四 四六 三四 二二 二

荷馬車 乘馬車 人力車 渡船 解舟 小船 廻船 汽船 取扱 理髮 湯屋 雇入口 質屋

八五 五六 三〇 一五 七四 二三 二一 五六 五

二五 一五 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 三

一一 二二 二二 二八 二二 一一 三三 三三 八四 一一 二

三一 六三 六六 三八 二六 七八 五九 三三 一一 二九



請負	問屋	倉庫	裁縫	洗濯	物品販賣	寫真	印刷	刻彫	製造	藥種商
五 四	三	一	二 三	四	三 四 五	五	四	四	二 七	四
一 五	二	一	三 五	三	一 二 〇	一	一	一	一	一
一 四	〇	一	六	三	二 八 四	五	一	一	一	一
八 三	一 五	二	三 四	〇	七 四 九	一	五	五	五	六
二 三	二 三	二 三	二 三	二 三	二 三	二 三	二 三	二 三	二 三	二 三

物價と勞銀

地理の便否季節の如何に由り需給の關係上島内の物價及勞銀に著るしき差異あれども暫らく年中の平均に基き大泊市街地に於ける一例を擧ぐれば左の如し

物價表



種	目	單位稱呼	價	格
白	米	一升	〇、二一〇	〇
白	麥	一升	〇、一三〇	〇
醬	油	一升	〇、五〇〇	〇
食	鹽	一升	〇、一〇〇	〇
味	噌	一貫匁	〇、五〇〇	〇
砂	糖	百匁	〇、一〇〇	〇
石	油	一升	〇、二五〇	〇
燕	麥	一升	〇、〇五〇	〇
小	豆	一升	〇、一四〇	〇
大	豆	一升	〇、一三〇	〇
平	鐵	一挺	一、〇〇〇	〇
磨	鐵	一挺	〇、八六〇	〇
鉞	鉞	一挺	〇、五〇〇	〇
鉞	鉞	一挺	〇、三五〇	〇
ノ	キ	一挺	〇、二〇〇	〇
一頭七分曳ソリ		一挺	一、六〇〇	〇
一頭七分曳		一挺	〇、三五〇	〇
一頭七分曳		一挺	一、〇〇〇	〇
一頭七分曳		一挺	七、〇〇〇	〇
一頭七分曳		一挺	一、九〇〇	〇



木炭	一枚	〇、七〇〇
敷	一枚	〇、一五〇
吹	一枚	〇、一五〇
薄	一枚	〇、五〇〇
中	十把	〇、七五〇
ス	一個	二、二〇〇
ト	一個	〇、一八〇
筒	一本	〇、一八〇

労働賃金表

種別	大工職	木挽職	一家屋職	坪男	人	足
賃金	一日 一圓二錢	一日 一圓二錢	一日 一圓二錢	一日 一圓二錢	一日 一圓二錢	一日 一圓二錢
	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢
	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢
	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢
	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢
	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢
	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢
	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢
	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢	至 一圓五錢

氣温

氣温は地方に依りて甚だしき差異あれども支廳所在地としては眞岡最も高く大泊之に亞き豊原最も低しとす即ち之を最寒なる一日に徴し既往三年間の平均氣温を見るに豊原は氷點下十七度大泊は氷點下十三度眞岡は氷點下十度九なり其低極に至りては豊原は三十九年に於ては氷點下四十一度に下り四十一年は氷點下四十度四に達し「カルキノウラスコエ」の如きは實に氷點下四十五度六の低度を測り大泊に於ては氷點下三十一度に降りたり然れども眞岡は比較的温暖なるを以て三十九年に於ける氷點下二十三度五を低極とし四十一年は氷點下二十二度九に止まれり



衛生

傳染病は本島占領以來二三の腸室扶斯患者と實扶埵里亞患者の發生を見るに過ぎざりしも明治四十年八月中豊原附近に於て赤痢病發生し一時蔓延の狀ありしが豫防救治其効を奏し廣く病毒を散蔓せしむるに至らずして熾滅せり今四十年中の傳染病發生地及其數を擧ぐれば左の如し

發生地名	腸室扶		實扶埵里亞		赤痢	
	患者數	死亡	患者數	死亡	患者數	死亡
大泊	一一	五	七	四	三	三
豊原	四	一			三	三
眞岡	三	三			一	一
クスンナイ	一	一				
コモシララポ	一	一				
トーブツ	三	二	一			
ブリヂヂ						
バリシヤエラニ						
ホムトフカ						
ダリチ						
計	二四	一三	一一	五	四	三



居住民の家屋は過半粗造にして防寒十分ならず然れども幸にして越年中之れが爲め著しき疾病等を醸したるを聞かず唯三十八年に於て越年漁夫中に脚氣患者を出したることありしも三十九年四十年の越年魚夫の衛生状態一般に佳良なりき

樺太廳病院は明治三十八年大泊に創設し亞て豊原眞岡の二ヶ所に分院を設置し以來繼續して公衆の診療に従事せしが眞岡は免許醫師の渡來開業するもの増加し診療に關する設備を稍整頓するに至れるを以て四十年九月同分院を閉鎖せり大泊及豊原は三十九年より四十年に涉り醫院建築落成を告げ諸般の設備も亦漸く整頓せり現在職員は醫院長醫院七人醫學士二人藥劑師一人及之に相當の助手書記看護婦若干名なり

開業醫師は大泊に四人豊原に二人眞岡に六人西海岸チヨホマイナイボ「オユト」に各一人あり假開業免狀を有する者は西海岸ノタザムニ一人あり其他地方は一般に人烟稀少にして十分の收入を得る見込なく獨力開業する能はざるの事情あるを以て明治四十年中假開業免狀を有する醫師を撰擇して囑託醫となし「シスカ」ガルクノウラ「スコエール」タカ「クスンナイ」ナヤシの各支廳出張所に配置し學校醫務健康診断防疫檢視救療等の事務に従事せしめ傍ら公衆の診療に應せしむることなせり

## 教 育

渡航者の増加に伴ひ教育機關の施設を促し三十九年八月以降官費を以て漸次小學校三校を市街地に設置し其他の村落には私立簡易



教育所の設置を許可し其經費の幾分を補助し來りしか四十二年四月以降凡て小學校令を準用し内地の例に依ることに改めらる

學級及教員數 (明治四十年十二月末現在)

校名	年次	學級數		教員數	
		尋常科	高等科	尋常科	高等科
立大泊尋常小學校	三十九年末	七三	三二	二一	二一
立豊原尋常小學校	三十九年末	四二	二一	二一	二二
立眞岡尋常小學校	三十九年末	七四	六三	二一	二一
立眞岡高等小學校	三十九年末	四二	〇五	二一	二一
合計	三十九年末	一八九	一一五	六三	六三
	四十年末	八五	一一三	二一	三三
	合計	一八四	二二八	八四	九六

簡易教育所一覽表

名稱	所在地	創立年月日	在籍兒童數		教員		設立者
			尋常科	高等科	尋常科	高等科	
ダリ子一簡易教育所	ダリ子一	四十年八月一日	七二	九四	一	一	岡村留八郎
ホムトフカ簡易教育所	ホムトフカ	三十九年十一月三日	九一	三四	三	三	的場岩太郎
トロイツコエ簡易教育所	トロイツコエ	同	三三	五七	二	二	石山松吉
クレストイ簡易教育所	クレストイ	四十年四月六日	七六	三三	二	二	高橋源左衛門
南樺小學校	エバニシヤ	同	七〇	二七	二	二	木堀又六郎
合計			二七二	二九四	一〇	一〇	
			二七二	二九四	一〇	一〇	



尙ほ此の外大泊支廳内に在りては「ペルワヤパーテ」チピサニ「ルータカ」の三部落豊原支廳管内に在りては「ルゴウオエ」ノオアレキサンドロフスコエ「ペレスニヤキ」の三部落眞岡支廳管内に在りては「デモトマリ」部落に兒童の教育を爲すものあり然れども固より不完全たるを免れず

### 宗 教

眞宗本派本願寺明治三十八年五月本島に出征したる獨立第十三師團付從軍布教使として一名の僧侶を派遣せるに始まり其後大泊豊原眞岡の三市街地に出張所を設置し各布教師一名を置けり  
眞宗大谷派本願寺 明治三十八年九月布教師一名を大泊に派遣し

翌年六月更に布教師一名を眞岡に派遣し説教所を設置せり  
曹洞宗 明治三十九年六月以降大泊豊原眞岡の三市街地に布教所を設置し布教師一名宛を置けり  
淨土宗 淨土宗管長は明治三十八年九月樺太駐屯軍隊布教使一名を派遣し専ら駐屯軍隊に對する布教及慰問に従事せしめ翌年七月「ブリヂネー」村に教會所を開設せり  
日蓮宗 明治三十九年十一月以降大泊豊原眞岡に堂宇若くは説教所を設け各布教師一名を置けり

### 交 通

道路 占領の當時に於ける道路の見るべきものは今の大泊より豊



原を経て内淵川の河口附近に達する幹線に過ぎざりしを以て三十八年大泊豊原真岡に市街の新設を計畫すると共に第一着に市街道路を開鑿し又豊原真岡間を東西に通ずる道路の開修に着手せり而して此東西横断線は三十八年には密林を伐開して連絡の山道を開きたるに止まりしも四十年以降は能く車馬を通ずるに適せしめつゝあり其他主要の部落に通ずる道路にも亦改造修補を加へたり

鐵道 目下大泊豊原二十九哩に亘る輕便鐵道あり明治四十年五月以降樺太廳は之を公衆の使用に供し旅客貨物の取扱を開始せり列の行通は一日三回の往復なり

驛遞 島内の交通は道路の不完全なりしと共に旅舎其他の施設具備せず交通上不便少からず因て明治三十八年以來必要の地點に驛遞を開設せしめ一定の命令條件の下に旅人の宿泊及人馬の繼立を取扱はしむ現今驛定を開設するは在の敷線にして年々之を延長し全島に普及せしめんとす

- 一) 大泊「ドブキ」線 大泊より「ミツリヨフカ」ノ「オアレギサン」ドロフスコエ「ポリシヨエタコエ」ガルキノウラスコエ等を経て「ドブキ」に至る
- 二) 大泊「アラクリ」線 大泊ヨリ「メレヤ」ペールチカーメン「チビサニ」を経て「アラグリ」に至る
- 三) 大泊「トンナイチャ」線 大泊より「キムナイ」を経て「トンナイチャ」に至る
- 四) 豊原真岡線 豊原より「リダリチ」瀧の澤大曲清水逢坂を経て真岡に至る



(五)「ドブキー」シスカ線 「ドブキー」より「オダサン」シララカ「マゲンコタ」ニイトイ「シルドル」ナイオロを経て「シスカ」に至る

郵便電信 郵便電信局は本局を大泊市街地に置き必要の地には支局又は出張所を設け郵便電信に關する業務を取扱はしむ僻陬の地には補助局(内地三等局に略類似したる組織設置の準備中なり現在支局設置の地名左の如し

豊原真岡クスンナイ「シスカ」シララカ「ルーダカ」ナカシ「海馬島」カルキ  
ウラスコ「能登呂」

電話 公衆電話は同下大泊豊原に開始せり

航海本島と内地間及本島沿岸各地間の航通は樺太廳補助汽船遞信省補助郵船會社定期汽船及外社外船の三種に依る

樺太廳汽船は二隻なり一は約千噸の汽船にして五月中旬より十月まで小樽を起點とし亞庭灣内及東海岸各地に寄港し海豹島に達する航路を往復し一ヶ月三回以内の航海をなさしむ一は約二百噸の汽船にして四月中旬より十月まで小樽を起點とし海馬島及西海岸各地に寄港し「ナヤシ」に達する航海を往復し一ヶ月約三回の航海をなさしむ

遞信省補助郵船會社定期船も同じく二隻なり函館を起點とし小樽大泊(九春古丹)を経て真岡に至る航海を往復し四月は三回四月より十一月迄は一ヶ月五回宛十二月は二回の定期航路を往復をなすものとす

社外船は不定期にして多くは函館又は小樽より來り大泊又は真岡



に至るを常とす然れども漁期又は航海安全の時期に於ては東西海岸各地へ航行す四五五月より(十)十一月の交は航海頻繁なり  
冬期に至れば流水の危険亞庭灣の結氷等に依り東海岸は全く航行を絶ち亞庭灣内は氣候及風波の關係等に依り偶々航海を得るに過ぎず獨り西海岸眞岡は不凍港として殆んど社外船の通航を絶たざるも尙ほ冬期に在りては往復船舶は極めて少數なり依りて四十一年一月より三月までは連勝丸(約五百噸)を備上げ航海を繼續したり

三〇

### 森林

本島森林の面積は約三百萬町歩と稱す到處鬱蒼たる林相を呈し木材極めて豊富なり樹木の分布は北海道に類似すれども概して針葉樹に富む三十九年度より四十年度に亘りて調査を了したる面積二百三十二萬四千町歩餘の中針葉樹十二億四千六百七十九萬尺、落葉樹二千五百萬尺を算せり針葉樹林は主に檜松(蝦夷松)の混生林及落葉松の單純林にして根松蝦夷松は海岸より山腹に至る迄の間を占め落葉松は中央地及國境附近に森立し皆共に有用なる材種にして海外輸出に適せり  
針澗混生林は山脈の中腹にありて下層針葉樹林上層澗葉樹林と接觸せる部分にあり主として白樺根松根松の類なれども平地にありては柳赤揚白樺根松蝦夷松を生ず  
澗葉樹林は主として山頂に位し白樺最も多く又河岸低地には柳赤揚白樺白揚榆等を生ず森林は前年來調査中に屬し僅に本島内の建

三一



築漁業薪炭等の需要に對し拂下たるに過ぎざりしも調査の結果に依り遠からず利用の方法を設けらるべし

水産

明治四十年中本島に於ける漁獲高及其價格の概算左の如し

鯨	二十三萬四千三百十六石	三百七十四萬九千五十六圓
鱈	九萬六千九百二十六石	百十六萬三千百十二圓
鮭	三千八百六十八石	七萬七千三百六十圓
昆布	四萬一千七百六十三石	十六萬七千五百五十二圓
鱈	三萬五千四百五十五石	三十九萬五千五十六圓
鰈	四千七百三十石	五萬六千七百六十圓
雜魚	七千四百四十石	七萬九千九百六十八圓
鯨九頭	收穫高	三千六百圓
海鼠	五千五十斤	三千二百八十二圓
北奇	五百斤	八十圓
海扇	六百二十五斤	五百八圓
合計	五百六十九萬五千八百三十四圓	

之を前年に比すれば鯨鱈は共に豐漁にして鮭のみは前年に劣れり北寄海扇は漁業者員數減却と共に減收なりしも其の他は漁民の増加に伴ひ一般に其收穫を増せり  
 鯨鱈鮭の漁業に付ては四十年以降四十六年の漁業期まで六箇年の漁業繼續の免許を與へたるものと新に入札に依りて免許を與へら



れたるものどあり即ち入札に依り免許を爲したる者六名漁場數六ヶ所此の漁業料金十四萬二千五十二圓四十錢四十年までの漁業者に對し繼續許可を與へたる者百四十名漁場數二百四十一ヶ所漁業料金五十三萬九千七百三十一圓にして漁業料の合計六十八萬一千七百八十三圓四十錢なり又雜漁即ち鑑札漁業は四十年中に鑑札を下付したる者二千八百七十四人にして此船隻數三千四百六十隻なり

水産物の改良進歩を指導誘掖する爲め西海[ラクマカ]に水産試験場を新設し四十一年より魚粕魚油製質藏等の各項に就き水産製造物の試験行はんとし其設備の大部を了せり

水産に關して四十年勅令第九十六號樺太漁業令同年勅令九十七號漁業法の一部施行同年勅令第一百五十六號臘虎臘獸獵法施行同年勅令第一百五十六號海豹島に於て獵虎及臘獸の獵獲禁止同年内務省令第五號免許漁業の種類等の規定あり其他樺太漁業免許規則等樺太廳令を以て定めたるものあり

### 鑛物

本島に於ける地質鑛床の調査は明治三十八年より着手し今や鑛物の伏在頗る豊富なることを知るに至れり其重要なるものは石炭及沙金とす

石炭田としては南方にありては能登呂炭田、知床炭田、内淵炭田の如き廣大にして原炭屬を有せるものあり北方には又幌内炭田、セルド



ナイ炭田等あり島内至る處石炭の産せざるなし而して其炭質は一様ならずと雖も中には九州一等炭口に譲らざるものあり又撫順炭に劣<sup>サセ</sup>劣<sup>シク</sup>たるものあり又磐城炭の如きものあり概して炭質好良なるもの如し

砂金は(知床半島、給谷山脈、多來加山脈)其他本島山脈中の所に産す此の如く現在調査の結果發見せられたる鑛物は甚だ豊富なれども其種類に至りては尙ほ僅少なり然れども爾來繼續せる調査の進行に伴ひ漸時各種鑛物の發見せらるゝものあり四十年に於て硫化鐵鑛床の大なるもの及合油層と認むべきものゝ發見せられたるものあるが如き其例なり

鑛物に關しては四十年勅令第二百三十四號樺太鑛業令同年勅令第二百三十三號鑛業法一部施行同年勅令第二百三十五號砂鑛採取法の一部施行同年内務省令第十一號鑛業許可の區域等の規定あり其他樺太鑛業規則樺太廳令を以て規定せられたるものあり

## 殖 民

既成殖民地の既に殖民適地の選定に着手し調査を終へたる箇所には漸次大中小の區劃を測設せり其面積は小區劃七町五反步中區劃三十町步大區劃百二十町步にして小區劃は農家一家收容し中大兩區劃は専ら牧畜の爲めに充つ四十年度迄に移民を收容したる區劃地は主に「ルータカ」鈴谷兩原野にして此等原野中の在來部落に收容し家屋を貸付したる農家數七百七なり



殖民地一般の地味を概述すれば河川沿岸榆木柳等の生育せる地は最も肥沃にして上層は沖積壤土下層は砂質若は粘質壤土より成り針葉潤葉兩樹の混生せる平地若は丘陵は地味前者に劣れるも上層は腐植壤土若は壤土下層は粘壤土又は砂礫にして共に農耕牧畜に適す其他赤揚落葉松の生育せる樹林濕地及「ヨシ」「アイヌワラ」等の繁茂せる草原濕地あり此等を亦其状態に依り改良を加ふれば共に農牧用地として利用することを得べし

四十一年以後收容すべき殖民地既に農民を收容したる各部落にも多少收容の餘地あれども本年以後收容すべき地は主として四十年度に於て新に區劃を施設したる内淵原野及加「ルカータカ」野の増劃地とす内淵原野は内淵川及其支流「タコエ」川沿岸に位し豊原を距る

北六里の「クレストイ」に始まり其以北「ガルキノウラスコエ」に通じ「ガ  
ルキノウラスコエ」より更に内淵川に沿ひ西方に延ぶ其間「ポリシヨ  
イタコエ」「イワノフスコエ」「ペロレンチンスコエ」「マアロエタコエ」「ニコ  
ライフスコエ」「ボクロフスコエ」「ロマノフスコエ」等の在來露人部落あり  
河岸の地は沖積の壤土より成り地味概して肥沃なるも間々低濕  
の地及丘陵を交へ春季融雪後耕地の浸水を免れざる所あり在來露  
人の既墾地には目下牧草の繁茂せるもの多し以上の各部落に移住  
する者に對しては殆んど在來家屋を貸付し得る見込なり

「ルータカ」原野増劃地は「留多加」及「タランナイ」の二箇所に分かれ前者  
は「ルータカ」部落に接し後者は「ルータカ」部落を距る約三里「タランナ  
イ」川の流域にあり針葉潤葉様の混淆林にして地味中位なるも「タラ



四〇  
ンイナイは沃地に富む此等の増割地には在來の家屋なきを以て移民は家屋を設くるの要あり

### 農業及牧畜

本島の氣候は冬期酷寒なる割合に夏期温暖なるを以て普通の穀類は概ね登實す四十年中測候所の觀測によれば一ヶ月平均氣温の最も高きは八月にして平均攝氏十七度二分最高二十五度四分に昇り最も低きは一月にして平均攝氏零下十二度二分最低割下二十二度八分に至り氣象概して大陸的の趣あり雨量は五六月最も多く七八月に至りて其量を減じて温度上騰し(九、十月)に至り復た増加す秋霜は概ね九月中旬に始まり春霜は五月下旬乃至六月上旬に終るを

常とす雪は平年十月下旬乃至十一月初旬に降り始め冬期間の積量は海岸地方は少なくして一二尺なれども内部は稍多くして四五尺に達し翌年四月下旬に至り融解す冬期中と雖も薪材伐採其他の戶外勞働に従事し得べく雪中の運搬殊に便利なり

農業 卅八年我が領有の際に露國農民の部落數六十餘戸數二千三百餘を算し耕地二千三百餘町歩ありて小麥燕麥ライ麥大麥裸麥馬鈴薯及甘藍豌豆胡瓜無菁等の蔬菜類を栽培したり露人耕作の方法頗る粗略にして開墾は樹林の難を避け多く草原地を撰びて耕耘し肥料を施すことなく林田法に依り耕耘には馬力及不完全なる犁を使用したり我が領土となりし以來は農事試作場を設けて各種農作物の試験を行い又移住者が耕作したる結果に依り在來栽培された



る作物の外尙諸種作物の成熟するを認めたり三十九年及四十年に於ける農作状況によれば一部障害のありしものを除けば大麥小麥裸麥燕麥豌豆蕎麥馬鈴薯蘿蔔胡蘿蔔蕪菁牛蒡甘藍胡瓜其他の蔬菜及牧草等此生育して各相當の收穫あり又亞麻大麻莖苔薄荷煙等の生育好し四十年度に於ける全管内作付反別八百八十八町歩にして麥數最も多く馬鈴薯之に次げり

牧畜 露領時代に於ける家畜の頭數は約四千頭馬二千頭豚千五百頭を算し農民は必ず一戸二三頭乃至數十頭を所有せしが三十八年本島占領の當時露人が遺したる牛馬は冬期飢寒の爲めに斃死して夥しく其數を減少せり今は樺太廳に種畜場あり「ソロウイヨフカ」に設けらる民設牧場も亦數個所ありて共に牛馬を蕃殖す由來本島の

氣候は能く牧畜に適し好飼料たる野草多く舊部落附近には栽培牧草の繁茂夥しく且つ所々清流に富むを以て牧畜を營むに有望なり〔開墾〕開墾は樹林草原湿地等依りて難易なり樹林地は先づ伐木したる後唐鋤其他を用ゐて手起をなし樹根の漸く腐朽するは至りて馬耕を爲すべし伐木は冬季を適期とすれども又業務の暇を見計ひて行ひ薪炭となしたる外は適宜に之を積み重ね小枝を混へて燒棄すべし又春期移住伐木の逸なき時は立枯法を行い耕作するも可なり草原地は直に馬耕を爲すを以て最も有利とす湿地には先づ排水を施したる後開墾すべきも其濕潤の甚しからざるものは高畦を作りて播種すべし本島は農作期間短きを以て開墾の當初は特に注意し時期を失せざる様耕作するに肝要なり開墾は要する勞力は普



通樹林地一反歩十五人乃至二十人草原地馬耕百三四反歩とす

(作物、本島にする作物の種數) 播種期節播種量收穫等の大略は下表の如くなるも尙土地の状況により斟酌すべし

耕鋤及手入耕鋤の方法は新墾と再墾とに依り差違あれども雪融後土地の湿度宜しきに至れば直に着手し成るべく馬力農具を使用し古き畑程丁寧に爲すべし又秋期の耕鋤を爲すこと必要なり春期は霜害の憂ゆなき作物より漸次播種し播種終らば除草培土等の手入を怠ることなく又病蟲害は常に注意して發生の初期に驅除すべし早魃風雨等の害なき限り收穫の不良なるは皆手入の不充分になるものなれば最も注意せざるべからず

(種子) 總て種子は風土氣候の差甚だしき地方のものを直ちに用ゆ

れば充分なる成育を遂げざるか故に一部の蔬菜類を除くの外は本島産若し北海道産のものをを用うべし而して播種に先立ち鹽水撰其他の方法を以て能く精選し不良のもの又は病害に罹りたるものを除くべし

(肥料) 地味の肥沃なる新墾地は四五年間の無肥料にて耕作し相當なる收穫あれども漸次年を経ると共に地味瘦薄となるを以て施肥の必要あり故に新墾後四五年を経れば少量づつの肥料を施し常に地方の衰退せざる様心懸け厩肥堆肥等は肥料小屋を設け堆積貯藏し施用すべし

(收穫及貯藏) 收穫は農家一年の辛勞の結果を顯はすものなれば最も注意を要す成熟の模様と天候とを斟酌して適期を誤らず收穫し



夾雜物を除き乾燥を充分にして貯藏すべし殊に馬鈴薯蔬菜類の貯藏は冬期凍結せざる様密を設けて貯ふるを安全なりとす

(家畜) 家畜は農家の一日缺くべからざるものにして殊に本島に在りては最も必要なり馬は開墾運搬用とし牛豚は肉乳及畜産製造用として各戸必ず一頭乃至數頭を飼養すべし又此等家畜の糞尿は最も有効なる肥料なれば大切に堆積し置き施用することを忘るべからず養鶏も亦農家に適當なる副業なりとす

### 移住

(移住農民收容方法) は前年の如く廣く府縣より募集せず自由渡航の農民より志望確實なる者を選びて收容する場合もあるべく孰れ

とも年々定めらるるが故に移住希望者は豫め樺太廳に開合せをなすを要す然らざれば收容豫定數に限りあれば或は規定の保護特典を受け得ず又は移住の目的を達し能はざることあるべければ注意すべし

(移住者の覺悟) 遠く墳墓の地を去りて未開の域に入り開墾に従事するには相當の資本と多くの勞苦とを要し決して容易なることにあらず故に移住者は將來の成功を期し忍耐して屈せざる覺悟を以て渡航すべし

(移住者の資格) 移住して開墾に従事するものは左の各項の資格を要す

- 一 樺太に永住の覺悟あること



二 身體強壯にして家族を携帶移住し家族中二人以上の勞働者あること

一 性行不良ならざること

一 旅費を自辨し移住後少なくとも一箇年間糧食及開墾に必要な資金の準備あること

（移住者の携帶すべき書類）土地出願其他に必要なれば左の書類を携帶すべし

一 非戸主は移住につき戸主の同意書

一 戸籍謄本二通

（移住後の保護及特典）

一 未開地は一戸につき七町五反歩を貸付す貸付後其土地若くは

其附近に居住し五箇年以内に貸付地の二分の一以上を成墾し且牛馬二頭を所有したるときは無償付與す

一 既墾畑地のある部落に移住せるものには當分の内無償にて別に壹町歩内外を貸付す

一 在來露式家屋に住まんとする者にも自費家作者にも宅地として三反歩を貸付す但し内淵原野にありては移住者の大部分に在來家屋を貸付し得べきもルーカ原野には在來家屋なきを以て自費家作の覺悟を要す

一 家畜は牛豚は一戸各一頭宛馬は二戸或は三戸共同に一頭を貸付し而して豚は貸付後二箇年牛馬は五箇年以内に各仔畜一頭を償還すれば母畜は無償にて付與せらる貸付馬を二三戸共同



にて使用するは不便なるか故移住の際成るべく馬を伴ひ若は移住後之を購入するを宜しと

一 種子は移住初年に限り麥類馬鈴薯等約一町五反歩以内の播種量を貸付せらるゝも尙作付反す別多きものに別は購入する必要あり

一 各部落には共同牧收地を豫定存罪せるを以て其部落移住者は之を共同使用するを得べし

(移住期節) 本島の春耕は五月中旬より着手するを以て移住者は之に遅れざる様渡航すべし而して大泊小樽間の初航海は四月上旬頃なれば豫め準備を爲し遅くも五月上旬迄に渡航すべし若し移住期遅るときは従て播種期遅延し遂に其年の收穫を見ること能はざることあれば注意すべし

(旅行の準備) 本島は四五月に至るも尙寒氣強きことあるを以て内地より來るものは自然薄着にて困難することあり故に旅装は充分旅し老幼婦女も必ず足袋脚半股引等を用意すべし又携帶荷物は衣服夜具は勿論家具農具食料等もなるべく破損し易からず荷嵩の小なるものを選び荷造を堅固にし差出人受取人の住所姓名を明記したる荷札を二枚脱落せざる様結びつけ尙念の爲め荷物の中に布切れに住所氏名を記したるものを入れ置くべし

(汽車汽船の割引) 規定の割引券を所持せるものは移住途中の汽車汽船賃及携帶貨物の賃金を割引せらる其割引率は二割乃至六割にして普通五割とす又本島上陸後大泊豊原間の鐵道は無賃とし割引



券は居住地の道府縣廳又は其道府縣廳長官の指定したる官公署に申出づれば下附せらるべし委細は四十年三月の内務省告示第十八號を見るべし

(旅行中の注意) 旅行の順路は出發地に依り差違あれども直航船ある土地の外表面渡航案内圖に依り北海道函館若は小樽まで來り同地より郵船會社の定期船又は社外船にて大泊に上陸すべし函館小樽等には春期移住多き期間には樺太廳の移住民取扱員あり又本島へ上陸の際には波止場に出張の移住民取扱官吏に就き其保護指導を受くべし

(移住費) 旅費は里程の遠近により差違あるを以て汽車汽船賃金表により各自算出すべし移住後の入費は移住地の便否家族の多少に依り差違あれども一戸四人即ち勞働者二人老幼二人とし衣服夜具類を携帶するものとすれば普通家具費農具費三十圓食料費百二十圓計百五十圓位を要し尙農具費にて西洋犁耙耨を購入すれば十七圓小屋掛を要するものは約二十五圓を増加し馬は一頭六七十圓に購入することを得べし

(衣食住) 在來露國式家屋の貸付を受けたるものは破損の箇所を修繕し家の周圍には馬糞其他の汚物堆積せるを以て能く掃除して住み込むべし又此等の家屋には暖房器(ペイチカ)あれども既に年を経るに破損せるもの多きを以て能く修繕すべし其の使用法を知らざれば失火等の虞あるを以て先住者に就き之が使用法を習ふべし家屋を新設する場合には高燥にして水害なき位置を選び露國式に倣ひ



て九太造りとするか若くは日本造とするも必ず壁を塗りて充分防禦の用意を爲すべし然れども移住當時は先づ粗造なる小屋掛を爲して凌ぎ秋期までに閑を見て普通家屋を建設するをよしとす  
 (衣服) は質素にすべきは勿論なれども本島の如き寒地にては羅紗毛布其他寒氣を防ぎ得べきものにて作り勞働の際には筒袖洋服等を用ひて動作を輕便にすべし

本島にては成るべく本島産の麥類伺る之に乳肉等併せて食する覺悟なかるべからず之れ米食の入費を省くのみならず寒地に於て極めて適當なる食物なればなり

飲料水は概して良好なり風土病と稱するは極めて稀なるも住家の周圍は排水を行ひ飲料水は清潔なるものを選び煮沸して用ふる等衛生に注意し常に適宜に藥品を用意し不時の病に備ふべし最も冬季寒氣は甚しけれども前年來移住者の實驗によれば相應の注意を怠らざれば之れが爲め衛生上何等の支障を來たすことなし

### 七十億萬噸の石炭を有する樺太の將來

樺太民政長官 平岡定太郎君談

余が樺太長官となつて赴任して以來、まだ日も淺いから詳細に施政の方針を樹てる事は覺束ないが、然し赴任早々海岸線は申すに及ばず、深く内地も跋渉して、漁業や林業や礦業等に就て出来る丈は調査を重ねて、東上したのである。



調査の結果第一に驚いた事は従来内地に行れて居る樺太島經營論の大半が根據なき座上の空論である事が解つた之も一部書生の放談ならまだしもであるが堂々たる知名の人士が公にせる責任ある言論迄も尙ほ且つこの種のものが多いには愕く之は交通が不便である爲め實地に踏査した者もなく從て信憑するに足る材料に乏しいからでもあらうが寔に残念な次第である。

余は本期の議會に於て樺太島の現狀を詳細に説明して同島の將來に對する施政の方針をも確定したいと思つて居るが従来一部の人が懐いて居た經營論とは根底から異がつて居るから多少の反對は豫期して居る今其の重なる點を擧ぐれば第一、

◎樺太を殖民地と考ふるは愚論

である。迂遠なる一部の人士間には將來樺太島を以て殖民地となさば優に二百萬人を容るゝに足ると言ふ愚にもつかぬ空論がある。成程二千二百萬方里の面積を有する同島を以て直ちに北海道や九州に比較する時は或は二百萬人位を移殖する事は雜作もない様であるが然し樺太は決してそんな土地柄でない。只今の處樺太に居る本邦人は減して何人あるだらう。到底精確な事は解らないが先づ同島で越年する者が三萬人内外と見れば大差はあるまい。此の外漁業に従事する者もあるが之は大方出稼ぎ者で二ヶ月間滞在して歸國するのだから之を定住者と見做す事は出來ない。尤も海岸に雜漁者として越年する者もあるが之こそ知れた者である。商業に従事する者に至つては今日の處未だ指を屈するにも足



りない程である。

之が今日の現況であるが、然らば鑛業も發達し、一般産業が勃興する將來は奈何かといふに、この場合に於ても、人口二百萬論は、矢張り大愚論である。何故愚論であるかといふに、先づ吟味す可きは如何なる種類の人口を移植す可きかである。第一漁業は奈何かといふに、之は前言ふ通り該業の性質上越年者か尠い。然らば鑛業は奈何かといふに、後に述ぶる如く同島の鑛業は樺太經營の骨子ともなる程にて、殊に石炭の如きは殆むど無盡藏とも言ふ程であるが、然し之に要する抗夫は極度に見積りても三萬人が限りであらう。之れ丈あれば年額三百萬噸を掘り出すには充分である。

最後に來るのは耕地問題である。が只今の處耕地として見る可きは約十萬方里に過ぎない。之が農業移住者の數を根底から制限する事情であつて、人口二百萬論の如きは畢竟この數字を知らないからで單に面積が幾何あるから、幾何の人口を移植する事が出來ると想像する机上の空論である。已に耕地が十萬方里に過ぎないから、假りに一人に付き七町五反を貸し渡すとすれば、果して何人になるだらう。考えて見れば直ぐに解るではないか。

#### ◎石炭界將來の革命者

樺太に於ける鑛業の將來は奈何だらう。鑛業といつても同島にあつては重に石炭の事である。石炭の外多少の銅鐵砂金等もあるが、之等は元より論する程のものでない。

余の調査した處では同島の將來は石炭の採掘にあるので言ひ換れ



ば同島は將來此の石炭を基として、工業地として經營す可きである  
講和條約締結當時に於ても多少の噂はあつたが、同島に於ける石炭  
は實に無盡藏である、余等の調査した結果極めて内論に見積るも尙  
ほ

南部鑛田 十五億萬噸

中部鑛田 二十億萬噸

北部鑛田 三十五億萬噸

全部合計七十億萬噸に上り、假に毎年二百壹噸宛採掘するものとし  
て、優に三千年以上の命脈を有する譯である。加ふるに樺太炭は、之を  
九州炭や北海道炭に比して、品質も良好、生産費も尠くないから、之を  
敦賀に廻送して内地の需要に應じたならば、本邦の石炭界を風靡す  
るは明白である。

右の如き概算は甚だ漠然たるものであつて、或は世人が信用しない  
かも知れないが、近來本邦の石炭業者が俄かに騒ぎ出して、同島に於  
ける石炭の見込なきを説き、或は種々なる流言を放て、故意に企業の  
計劃を妨げんとするを見て、吾輩は断然樺太炭の七十億萬噸説を唱  
へるのだ。かくの如き鄙劣なる流言は國家經濟の大局から見ても避  
く可きことで、かゝる陋劣なる手段は議會の開期か迫ると共に益々  
多くなるだらうが、寔に殘念の次第である。

◎樺太の將來は工業地

樺太に於ける林業は、既に百年輪材の制を定めて、經營に着手してゐ  
るが、要するに何處の國でも、北境の物産は概して其の質が疎悪で、其



の量の多きが通常であつて、我が樺太の如きも漁業、林業、皆さうであるが、獨り石炭許りは之が異例をなすもので其の量多きのみならず其の質亦頗る良好、コークスとして使用し得べきは、既に各種の會社が實驗上證明する處で、又研究所の分析成分表を見ても解るのだ、右様の次第であるから同島の將來は、是非工業地として施政の方針を樹つ可きで、殖民地として經營する如きは同島の將來を誤る愚論であると思ふ。





の量の多きが通常であつて、我が樺太の如きも漁業、林業、皆さうであるが、獨り石炭許りは之が異例をなすもので其の量多きのみならず其の質亦頗る良好、コークスとして使用し得べきは、既に各種の會社が實驗上證明する處で、又研究所の分析成分表を見ても解るのだ、右様の次第であるから同島の將來は、是非工業地として施政の方針を樹つ可きで、殖民地として經營する如きは同島の將來を誤る愚論であると信ずる。



## 附 録

樺太ニ施行セラル、新舊對照法令全部及  
渡航便覽



樺太ニ施行セララルル新舊對照法令全部

●樺太島漁業假規則 (廢止)

(明治三十八年八月七日陸軍省告示第一五號)

樺太島漁業假規則左ノ通定ム

樺太島漁業假規則

第一條 樺太島占領中同島ニ於ケル鮭、鱈及鯨ノ漁業ハ本規則ニ依リ漁業ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ營ムコトヲ得海豹島ノ海獸獵ハ之ヲ許可セサルモノトス

第二條 漁業ヲ營ムヘキ場所ハ其ノ漁業ヲ許可シタル漁場ニ限ル

漁業ヲ許可スヘキ漁場ハ露國官廳ノ公示シタル千九百三年度漁場區域表ニ掲クルモノ及千八百九十九年露國官廳カ長期ノ特許ヲ與ヘタルモノニ依リ其ノ許可ハ一年毎ニ之ヲ爲スモノトス但シ明治三十八年及三十九年ノ漁業ハ一免許期間



トシテ之ヲ許可スルモノトス

第三條 漁業ヲ許可スヘキ漁場ハ各漁場毎ニ漁業料ヲ競争入札ニ附シ落札者ニ其ノ漁業ヲ許可スルモノトス其ノ入札執行ノ日時場所ハ管轄軍衙(樺太島ヲ管轄スル最高等司令部以下同シ)ニ於テ之ヲ定ム

前項ノ競争入札ハ漁業ニ經驗アル帝國臣民ニシテ管轄軍衙ニ於テ相當ノ資格アリト認ムル者ニツキ之ヲ行ヒ同軍衙ニ於テ豫定スル金額以上ノ最高額入札ヲ爲ス者ヲ落札者ト定ム但シ同額ノ入札者二人以上アルトキハ抽籤ニ依リ落札者ヲ定ム

第四條 漁業ヲ營マムトスル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該ル者ニハ管轄軍衙ハ之ニ優先ノ詮議ヲ爲スコトアルヘシ

- 一 帝國臣民ニシテ露國官廳ヨリ一定ノ漁場ニ於テ明治三十六年度ノ漁業ノ許可ヲ受ケタル者
- 二 帝國臣民ニシテ從來露國官廳ヨリ漁業ノ許可ヲ受ケタル露國人ノ漁場ヲ借受ケ漁業ニ關スル建物其ノ他ノ財産ヲ現ニ該漁場ニ有スル者

三 樺太島在住露國人ニシテ從來露國官廳ヨリ漁業ノ許可ヲ受ケ現ニ該漁場ニ於テ自ラ漁業ヲ營ム者但シ第一號ニ該當スル漁場ニツキテハ此ノ限ニアラス

第五條 漁業ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ漁業ヲ營マムトスル漁場、漁種及網數、使用漁船隻數、漁夫人員ヲ記載シ管轄軍衙ニ出願スヘシ

前項ノ願書ニハ本規則第三條ニ依ル者ハ地方廳ノ調製セル營業及身元證明書本規則第四條第一號ニ依ル者ハ漁業ノ許可ヲ證スル書類及地方廳ノ調製セル身元證明書及漁業許可書同條第二號ニ依ル者ハ地方廳ノ調製セル身元證明書、漁場借受契約書及漁場ニ於ケル建物其ノ他財産目錄書同條第三號ニ依ル者ハ漁業ノ許可ヲ證スル書類及漁場ニ於ケル建物其ノ他財産目錄書ヲ添附スルモノトス

第六條 漁業ノ許可ヲ受ケタルトキハ管轄軍衙ノ定ムル所ニ依リ漁業料ヲ納附スヘシ但シ競争入札ニ依リタル者ノ漁業料金ハ落札金額ニ依ル前項漁業料ハ本規則ニ違反シ若ハ不正ノ行爲アリタル爲漁業ノ許可ヲ取消サレ



タル場合ト雖之ヲ免セラルルコトナシ但シ軍事上ノ必要ニ依リ漁業ノ停止ヲ命  
スルトキハ其ノ漁業料ノ一部又ハ全部ヲ免セラルルコトアルヘシ

第七條 漁業ノ許可ハ他人ニ讓渡又ハ貸渡スルコトヲ得ス

第八條 河川ノ全部及河口前面ノ水域ハ其ノ河口ヨリ左右海岸ニ「キロメートル」  
間、鱒、鯉ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 鮭、鱒及鯉漁ノ爲使用スヘキ漁具ハ建網及引網トス

第十條 各漁場ニ使用スル建網ハ一統ニ限ルモノトス

各漁場ニ用ウル各網間ノ左右ノ間隔ハ鮭、鯉漁ニ在リテハ「キロメートル」  
鱒ニ在リテハ「キロメートル」半ヨリ下ルコトヲ得ス

第十一條 漁業ニ従事スル船舶ニハ特ニ許可スル場合ノ外露國人ヲ乗込マシムル  
コトヲ得ス

第十二條 漁業者及其ノ使用人ハ管轄軍衙ノ許可ナクシテ同島ニ於ケル樹木ヲ伐  
採シ山林ヲ傷害スヘカラス

第十三條 漁業者及其ノ使用人ハ本規則ノ外管轄軍衙ノ定メタル規則及命令ヲ遵

守スヘキモノトス

第十四條 管轄軍衙ニ於テ軍事上必要ト認ムル場合ハ漁場區域ノ一部又ハ全部ニ  
對シ漁業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 本規則ニ違反シタル者ニハ管轄軍衙ニ於テ漁業ノ許可ヲ取消スノ外軍令  
ニ依リ處罰スルコトアルヘシ

第十六條 樺太島所在土人ニシテ土人以外ノ者ヲ使用セス小漁具ヲ以テ漁業ヲ爲  
ス者ニハ本規則ヲ適用セス

第十七條 昆布採取業其ノ他第一條以外ノ漁業ヲ爲サムトスル者ハ前諸條ノ規定  
ニ依ラス管轄軍衙ノ定ムル所ニ從ヒ料金ヲ納附シテ鑑札ヲ受クヘシ

附 則

第十八條 本規則第四條ニ依リ漁業ノ許可ヲ受ケ得ヘキ者ニシテ本年及明治三十  
九年漁業ニツキ出願スル者ハ本年九月五日迄ニ願書ヲ差出スヘシ

前項出願期日ハ願書ノ到着スヘキ日ヲ示ス

第十九條 本規則第五條ノ願書ハ在「コルサコウ」樺太民政署ニ差出スモノトス



樺太島出入船舶及渡航者規則 (廢止)

(明治三十八年八月七日陸軍省告示第一六號)

樺太島出入船舶及渡航者規則左ノ通定ム

樺太島出入船舶及渡航者規則

第一條 本規則ハ樺太島ニ出入セムトスル船舶及同島渡航者ニ關スル事項ヲ規定スルモノトス

明治三十八年陸軍省告示第十五號ニ依リ漁業ノ許可ヲ得タル者ノ漁業ニ使用スル船舶及其ノ乗員ニツキテハ本規則ヲ適用セス

第二條 船舶ノ出入シ得ヘキ港灣ハ當分ノ内「コルサコウ」港ニ限ル但シ陸軍大臣又ハ樺太島ヲ管轄スル軍衙ノ許可ヲ得ヘキモノハ此限ニアラス

第三條 出入船舶ハ日本船舶ニ限ル

第四條 渡航者及出入船舶ノ船員ハ日本臣民ニ限ル但シ陸軍大臣又ハ樺太島ヲ管

轄スル軍衙ニ於テ特ニ認許シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 左ニ掲クル者ハ渡航スルコトヲ得ス

- 一 豫戒令施行中ノ者
- 二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ終ヘサル者及家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者
- 三 剝奪公權者及停止公權者
- 四 一定ノ生業ナキ者

第六條 渡航者ハ上陸後直ニ本籍地若ハ居住地ノ地方官廳ニ於テ調製セル身元證明書及戶籍謄本ヲ添ヘ民政署ニ届出ツヘシ

第七條 出入船舶ノ碇泊及乘客貨物ノ揚陸等ニツキテハ運輸通信官衙ノ指示ニ從フヘキモノトス

運輸通信官衙ハ必要ニ應シ出入船舶ニ臨檢スルコトアルヘシ

第八條 出入船舶及渡航者ハ樺太島ヲ管轄スル軍衙ノ規則及命令ヲ遵守スヘキモノトス



樺太島ヲ管轄スル軍衙ハ必要ニ應シ船舶ノ出入及渡航者ノ上陸ヲ禁シ、船舶若  
ハ渡航者ヲ抑留シ又ハ之ニ退去ヲ命スルコトアルヘシ

●樺太島出入船舶及渡航者規則中改正ノ件 (廢止)

(明治三十九年五月陸軍省告示第一一號)

明治三十八年(八月)陸軍省告示第十六號樺太島出入船舶及渡航者規則第四條中

「及出人船舶ノ船員」ヲ「出入船舶ノ船員ヲ除ク」ニ改ム

〔參照〕 樺太島出入船舶及渡航者規則

第四號 渡航者及出入船舶ノ船員ハ日本臣民ニ限ル但シ陸軍大臣又ハ樺太島ヲ  
管轄スル軍衙ニ於テ特ニ認許シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

●樺太島マウカ港ニ船舶出入許可ノ件

(明治三十九年五月陸軍省告示第一一號)

樺太島出入船舶渡航者規則ニ依リ同島マウカ港ニ船舶ノ出入ヲ許ス

●樺太漁業令

(明治四〇年三月勅令第九六號)

朕樺太漁業令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

樺太漁業令

第一條 本令ハ鮭、鱈及鯨ノ漁業ニ適用シ其ノ以外ノ漁業ニ關シテハ樺太廳長官  
ノ定ムル所ニ依ル

第二條 漁業ハ各漁場内ニ年限ヲ定メ毎年納付スヘキ漁業料ヲ競争入札ニ付シ落  
札者ニ之ヲ免許ス

競争入札ニ於テハ樺太廳長官ノ豫定スル金額以上ノ最高額ノ入札ヲ爲ス者ヲ落  
札者トス但シ同額ノ入札者二人以上アルトキハ抽籤ニ依リ落札者ヲ定ム

樺太廳長官ハ競争入札加入者ノ資格ヲ定ムルコトヲ得

第三條 漁業權者ハ行政官廳ノ許可ヲ得無料ニテ薪炭用、住宅其ノ他漁業ニ要ス  
ル建築及工作用竝漁船漁具用ノ爲漁場附近ノ國有山林ヲ伐採スルコトヲ得



漁業權者ハ行政官廳ノ許可ヲ得無料ニテ住宅其ノ他建築及工作用敷地、漁船漁具置場、網乾場、海産乾場並蔬菜園ニ必要ナル國有海濱地ヲ使用スルコトヲ得  
本條ノ規定ハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ鮭、鱈、鯨以外ノ漁業ヲ爲ス者ニ適用スルコトヲ得但シ料金ヲ納付セシムルコトヲ要ス

第四條 漁業ノ納付ニ關スル規定ハ樺太廳長官之ヲ定ム

既納ノ漁業料ハ如何ナル場合ト雖之ヲ還付セス

第五條 鮭、鱈及鯨漁業ノ爲使用スヘキ漁具ハ建網トス但シ鮭、鱈漁業ニハ地曳網ヲ使用スルコトヲ得

前項但書ニ依リ地曳網ヲ使用スル場合ニハ建網ヲ使用スルコトヲ得ス

第六條 各漁場ニ使用スル建網ハ一統ニ限ル但シ漁場ノ狀況ニ依リ鯨漁業ニ限リ樺太廳長官ハ別ニ定ムル所ニ依リ副網トシテ建網一統ノ使用ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ副網料ヲ納付スヘシ

前條但書ニ依ル地曳網ハ各漁場一統ニ限ル

第七條 漁業權者ニシテ漁業料ヲ定期内ニ納付セス又ハ免許ノ條件ニ違背シタル

トキハ樺太廳長官ハ漁業ノ免許ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

附則

第八條 本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 本令施行ノ際現ニ漁業ノ特許證ヲ有スル者ハ特許證ノ定ムル所ニ從ヒ本令ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ漁業者ニシテ特許證ニ定メタル期間ノ經過後繼續シテ漁業ヲ爲サムトスル者ハ樺太廳長官ノ定メタル期間内ニ漁業ノ免許ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ樺太廳長官ハ當該漁場ノ漁業ニ付競争入札ニ依ラスシテ漁業料ヲ定メ免許スルコトヲ得

第十條 本令ハ土人ニシテ土人以外ノ者ヲ使用セス漁業ヲ爲ス場合ニ之ヲ適用セス

◎漁業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四〇年三月勅令第九七號)



朕漁業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
漁業法第一條、第三條、第六條乃至第十三條、第十七條、第二十六條乃至第三十  
條、第三十二條ハ之ヲ樺太ニ施行ス  
漁業法第七條ノ規定ハ土人ノ漁業ニ關シテ之ヲ適用セス樺太廳長官ニ於テ別段ノ  
規定ヲ設クルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●臘虎臘肭獸獵法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四〇年四月勅令第一五六號)

朕臘虎臘肭獸獵法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
臘虎臘肭獸獵法ハ之ヲ樺太ニ施行ス但シ同法主務大臣ノ職權ハ樺太ニ於ケル獵獲  
ニ關シテハ内務大臣之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太海豹島ニ於ケル臘虎及臘肭獸獵禁止ノ件

(明治四〇年四月勅令第一五七號)

朕樺太海豹島ニ於ケル臘虎及ヒ臘肭獸獵獲禁止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ  
シム  
樺太海豹島ニ於テハ獵虎及臘肭獸ノ獵獲ヲ禁止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太漁業令中改正ノ件

(明治四一年一〇月勅令第二五二號)

朕樺太漁業令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
樺太漁業令中左ノ通改正ス



第二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ樺太廳長官ノ特ニ指定シタル一定ノ區域内ニ住所ヲ有スル漁業者ノ漁業組合ニ對シテハ樺太廳長官ニ於テ漁場ヲ指定シ漁業料ヲ定メ競争入札ニ依ラヌシテ漁業ヲ免許スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 樺太漁業令抄録

第二條第一項 漁業ハ各漁場毎ニ年限ヲ定メ毎年納付スヘキ漁業料ヲ競争入札ニ付シ落札者ニ之ヲ免許ス

● 同上

(明治四一年一月勅令第三一八號)

朕樺太漁業令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
樺太漁業令中左ノ通改正ス

第九條ノ二 樺太廳長官ノ指定スル漁場ヲ土人ニ貸付スル場合ニ於テハ第二條及

第六條中副網料ニ關スル規定ヲ適用セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 漁業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四一年一月勅令第二五一號)

朕漁業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

漁業法第十四條、第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條乃至第二十五條ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 樺太ニ於ケル漁業組合規則準據方



(明治四一年一〇月内務省令第一七號)

樺太ニ於ケル漁業組合規則ハ明治三十五年農商務省令第八號漁業組合規則ヲ準用ス但シ同則第四十八條中「地區内ニ」ノ下「一箇年以上」ヲ削ル  
本令ハ明治四十一年勅令第二百五十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太ニ於ケル水産組合規則準據方

(明治四一年一〇月内務省令第一八號)

樺太ニ於ケル水産組合規則ハ明治三十五年農商務省令第九號水産組合規則ヲ準用ス  
本令ハ明治四十一年勅令第二百五十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太國有土地管理規則

(明治四〇年三月勅令第八三號)

樺太國有土地管理規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

樺太國有土地管理規則

第一條 樺太國有土地ハ樺太廳長官之ヲ管理ス

第二條 樺太國有土地ノ貸付及賣拂ハ別段ノ規定アル場合ノ外競争ニ付セス

第三條 開墾、牧畜又ハ植樹等ニ供スル土地ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

前項ニ依リ貸付シタル土地ハ左ノ條件ニ該當シタル場合ニ於テ之ヲ付與スヘシ  
一 開墾ヲ目的トスル貸付地ニ在リテハ其ノ事業ノ二分ノ一以上ヲ成功シ且牛、馬二頭以上ヲ所有スルコト

二 牧畜及植樹等ヲ目的トスル貸付地ニ在リテハ其ノ事業全部成功スルコト

三 前各號ノ外貸付許可ノ後一箇年以内ニ其ノ土地又ハ其ノ附近ニ住居シ且一箇月以上引續キ又ハ一箇年中六箇月以上行政廳ノ許可ヲクシテ其ノ住居地ヲ離レサルコト

第四條 前條貸付地ノ面積ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 開墾ヲ目的トスル土地 九萬坪
- 二 牧畜又ハ植樹ヲ目的トスル土地 五十萬坪



三 其ノ他ノ目的ノ土地 五萬坪

第五條 公用、公共ノ利益ト爲ルヘキ事業又ハ社寺若ハ敎會ノ用ニ供スル土地ハ之ヲ賣拂ヒ付與シ又ハ有償若ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

前項ノ外事業ノ目的ニ依リ必要ト認ムル土地ハ之ヲ賣拂フコトヲ得

第六條 市街地其ノ他土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムル土地ハ有償ニテ之ヲ貸付シ又ハ競争ニ付シ之ヲ賣拂フコトヲ得

前項ニ依リ有償貸付ヲ爲シタル土地ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ借地人ニ賣拂フコトヲ得

第七條 素地ノ儘使用セムトスル土地ハ有償又ハ無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得

第八條 樺太國有地ト民有地ノ交換ハ兩地ノ價格相均シキ場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第九條 本令ニ依リ貸付、賣拂、付與及交換スヘキ土地ノ區域ハ樺太廳長官之ヲ告示ス

第十條 土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 無償貸付 十箇年

二 有償貸付 十五箇年

泥炭地ノ開墾ニ限リ特ニ二十箇年以内ノ期間ヲ以テ貸付ヲ爲スコトヲ得

天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ貸付期間内ニ成功スルコト能ハサルトキハ前二項ノ例ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第十一條 第三條ニ依リ貸付シタル土地ハ隨時之ヲ検査シ豫定ノ事業方法ニ違反スルトキハ其ノ全部ヲ返還セシムヘシ

第十二條 第三條ニ依リ貸付シタル土地ハ貸付期間滿了後一箇年以内ニ出願シタルトキニ限り之ヲ付與スルコトヲ得

第十三條 事業ノ不成功ニ因リ返還セシメタル土地、侵墾地及前條ニ依リ付與ヲ出願セサル土地ニシテ全部成功セサルモノハ第三條ニ依リ處分スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ使用特許又ハ貸付許可ヲ爲シタル土地ニ關シテハ樺太廳長官ノ



定ムル所ニ從ヒ更ニ本令ニ依ル處分アル迄從前ノ例ニ依ル

樺太地名改正ノ件

(明治四一年三月三十一日内務省告示第二九號)

樺太ノ地名ヲ左ノ通改正ス

舊地名	改正地名	舊地名	改正地名
コルサコフ	オホトリ	テルベニヤ灣	オホトリ
ボロアントマリ	大泊	ノトロ岬	オホトリ
ウラジミロフカ	熊原	ナイブチ川	オホトリ
タライカ湖	多來加湖	ポロナイ川	オホトリ
アニワ灣	亞庭灣	シレトコ岬	オホトリ
マウカ	眞岡	テルベニヤ岬	オホトリ
ススヤ川	鈴谷川		
			西能登呂岬
			内淵川
			幌内川
			中知床岬
			北知床岬

鑛業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四〇年六月一八日勅令第二三三號)

鑛業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

鑛業法第一條乃至第十一條、第十五條乃至第十七條、第十九條、第二十條、第三十八條乃至第四十七條、第四十九條、第七十一條乃至第八十條、第九十四條乃至第一百條、第一百二條乃至第一百六條ハ試掘ニ關スル規定ヲ除キ之ヲ樺太ニ施行ス但シ同法中農商務大臣及鑛山監督署長ノ職務ハ當分ノ内樺太廳長官之ヲ行フ

附則

本令ハ明治四十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

樺太ニ於テ鑛業ヲ許可スヘキ區域

(明治四〇年六月四日内務省令第一一號)

樺太ニ於テ鑛業ヲ許可スヘキ地域ハ當分ノ内「コルサコフ」「ドブキ」間幹線道路



ヲ以テ境界トシ其ノ以東全部トス

●砂鑛採取法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四〇年六月一八日勅令第二三五號)

朕砂鑛採取法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
砂鑛採取法ハ第十二條ヲ除キ之ヲ樺太ニ施行ス但シ同法中農商務大臣及鑛山監督  
署長ノ職務ハ當分ノ内樺太廳長官之ヲ行フ

附則

本令ハ明治四十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太ニ於テ鑛業ヲ許可スヘキ區域

(明治四二年一月内務省令第二號)

樺太ニ於テ鑛業ヲ許可スヘキ區域ハ當分ノ内樺太ノ全部ヨリ左ノ場所ヲ除キタル  
地域トス

- 一 「ウツウ」川及「トコンボ」川流域以南能登呂半島一圓
- 二 「トマリオロ」川流域一圓
- 三 東ハ分水嶺ヲ界トシ北ハ「トマリオロ」川流域ヨリ南「オテフコロ」川流域ニ  
至ル間一圓
- 四 第一支流落合基點ヨリ上流内淵川流域一圓
- 五 第一支流落合基點ヨリ上流「プスタキ」川流域一圓
- 六 「エストル」川流域一圓
- 七 「ナヤシ」川口ト「セルトナイ」川口トヲ連結シタル直線ヨリ東方一千間ノ間  
一圓
- 八 「ナヨロ」川以北國境ニ至ル間ノ幹線道路ト其ノ西方分水嶺トノ間一圓

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年内務省令第十一號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

〔參照〕 明治四十年(六月)内務省令第十一號ハ本號ト同伴ナリ



樺太鑛業令

(明治四〇年六月一八日勅令第二三四號)

樺太鑛業令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
樺太鑛業令

- 第一條 鑛業ハ内務大臣ノ指定シタル地域内ニ限り出願ニ依リ之ヲ許可ス
- 第二條 鑛業ヲ爲サントスル者ハ樺太廳長官ニ出願スヘシ
- 第三條 鑛業ニ關シ出願又ハ申請ヲ爲ス者ハ手数料ヲ納ムヘシ其金額ハ樺太廳長官之ヲ定ム
- 第四條 鑛業出願人ハ名義ノ變更ヲ出願スルコトヲ得
- 第五條 出願地ノ位置形狀鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルモノト認メタルトキハ樺太廳長官ハ其ノ訂正ノ出願ヲ命スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ六十日以内ニ訂正ノ出願ヲ爲ササルトキハ出願ヲ許可セス

- 第六條 出願地ノ位置形狀鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルモノト認メタルトキハ出願人ハ其ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得
- 第七條 出願人ハ出願地ノ増減ヲ出願スルコトヲ得
- 第八條 出願地他人ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ同種ノ鑛物ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス但シ第十三條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 出願地他人ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ異種ノ鑛物ナルトキハ樺太廳長官ハ之ヲ鑛業權者ヘ通知スヘシ  
鑛業權者ハ前項通知到達ノ日ヨリ六十日以内ニ自ラ其ノ鑛業ヲ出願スルコトヲ得
- 前二項ノ規定ハ豫メ鑛業權者ノ承諾ヲ得タル場合ニハ之ヲ適用セス
- 第一項ノ出願他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ之ヲ許可セス
- 第十條 公益ヲ害スルモノト認メタルトキ又ハ鑛業ノ價值ナシト認メタルトキハ鑛業ノ出願ヲ許可セス
- 第十一條 鑛業出願地重複スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ願書發送日ノ先



ナル者優先權ヲ有ス願書ノ發送日同一ナルトキハ樺太廳長官ハ之ヲ各出願人ニ通知スヘシ出願人ハ其ノ通知書發送ノ日ヨリ六十日以内ニ協議ヲ遂ケ其ノ結果ヲ届出ツヘシ協議調ハサルトキハ抽籤ニ依リ優先權者ヲ定ム  
前項ノ規定ハ第五條、第六條、第九條第二項及第十三條ノ場合ニハ之ヲ適用セ

第十二條 鑛業權者ハ鑛區ノ合併又ハ分割ヲ樺太廳長官ニ出願スルコトヲ得鑛區ノ一部ヲ分割シテ之ヲ他ノ鑛區ニ合併セムトスルトキ亦同シ

抵當權ノ設定アル場合ニ於テ前項ノ出願ヲ爲サムトスルトキハ抵當權者ノ承諾及抵當權ノ順位ニ關スル協定ヲ經ヘシ

第十三條 鑛床ノ位置形狀ニ依リ隣接スル他人ノ鑛區ニ掘進スルノ必要アルトキハ隣接鑛業權者ノ承諾ヲ經テ鑛區ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得

第十四條 第五條第一項、第六條、第七條及第十一條第二項ノ規定ハ之ヲ鑛區ニ準用ス  
抵當權ノ設定アル場合ニ於テ鑛區ノ減少ヲ出願セムトスルトキハ豫メ抵當權者

ノ承諾ヲ經ヘシ

第十五條 鑛業ニ關スル願書又ハ申請書法令ニ違反シタル場合ニ於テハ之ヲ却下スヘシ

鑛業ニ關スル書面又ハ圖面ニ不備アリト認メタルトキハ樺太廳長官ハ期日ヲ指定シテ修正又ハ補充ヲ命スルコトヲ得

第十六條 鑛業權者許可ノ條件ニ違反シタルトキハ樺太廳長官ハ鑛業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條 樺太廳長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得第一條ノ地域外ニ於テ鑛種及鑛區ヲ指定シ許可ノ際納付スヘキ金額ヲ競争入札ニ付シ落札者ニ鑛業ヲ許可スルコトヲ得

競争入札ニ於テハ樺太廳長官ノ豫定スル金額以上ノ最高額ノ入札ヲ爲ス者ヲ落札者トス但シ同額ノ入札者二人以上アルトキハ抽籤ニ依リテ落札者ヲ定ム

第十八條 鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正増減及改正ノ出願ニ付テハ鑛業出願ノ例ニ



依ル

第十九條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ樺太廳長官之ヲ定ム

附則

本令ハ明治四十年七月一日ヨリ施行ス

●樺太廳官制

(明治四〇年三月勅令第三三號)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ樺太廳官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

樺太廳官制

第一條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

事務官

警視

支廳長

技師

通譯官

屬

警部

技手

通譯

第二條 長官ハ勅任トス

長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 事務官ハ專任四人奏任トス但シ其中一人ハ勅任ト爲スコトヲ得

第四條 警視ハ專任一人奏任トス

第五條 支廳長ハ專任三人奏任トス

第六條 技師ハ專任六人ヲ以テ定員トス

第七條 通譯官ハ專任一人奏任トス

第八條 屬、警部及通譯ハ判任トス



屬、警部、技手及通譯ハ通シテ百十六人ヲ以テ定員トシ其ノ各官ノ定員ハ長官之ヲ定ム

第九條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣、銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣ノ監督ヲ承ク

第十條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ應令ヲ發シ之ニ禁錮二十五日以下又ハ罰金二十五圓以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第十一條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ樺太守備隊司令官ニ移牒シ出兵ヲ請フコトヲ得

第十二條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退懲戒ハ之ヲ行フ

第十三條 長官ハ所轄官廳ノ處分又ハ命令ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十四條 長官事故アルトキハ第一部長タル事務官其ノ職務ヲ代理ス

長官及第一部長タル事務官共ニ事故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ事務官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ應ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十五條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ支應長ニ委任スルコトヲ得

第十六條 樺太廳ニ長官房及第一部第二部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ

長官官房

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 文書ノ往復及記錄編纂ニ關スル事項
- 三 官印應印ノ管守ニ關スル事項
- 四 褒賞ニ關スル事項
- 五 會計ニ關スル事項
- 六 外國人ニ關スル事項



第一部

- 一 教育ニ關スル事項
- 二 商工業水産漁獵ニ關スル事項
- 三 警察及衛生ニ關スル事項
- 四 氣象測候ニ關スル事項
- 五 他部ノ主掌ニ屬セサル事項

第二部

- 一 拓殖ニ關スル事項
  - 二 土木ニ關スル事項
  - 三 鑛山森林農業牧畜ニ關スル事項
- 長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ前項事務ノ分掌ヲ變更スルコトヲ得
- 第十七條 部長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ所部ノ事務ヲ掌理ス
- 第十八條 部長事故アルトキハ長官ニ於テ應官吏ノ一人ヲシテ其ノ事務ヲ代理セ

シム

第十九條 第一部長タル事務官ハ長官ヲ佐ケ應務ヲ整理シ官房及各部ノ事務ヲ監督ス

第二十條 部長ニ充テラレサル事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

長官ハ事務官ノ一人ヲシテ審議立案ヲ掌ラシムルコトヲ得

第二十一條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ、部内ノ行政事務ヲ掌理シ、部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第二十二條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第二十三條 支廳長事故アルトキハ其ノ應勤務ノ上席屬又ハ警部其ノ職務ヲ代理ス

第二十四條 支廳長ハ其ノ應ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第二十五條 警視ハ第一部ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ノ事務ヲ分掌ス



- 第二十六條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯通辯ヲ掌ル
- 第二十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第二十八條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察事務ヲ分掌シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス
- 第二十九條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ従事ス
- 第三十條 樺太廳管内ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ長官之ヲ定ム
- 第三十一條 長官必要ト認ムルトキハ支廳ノ下ニ支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ位置、名稱及管轄區域ハ長官之ヲ定ム
- 支廳出張所長ハ屬又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三十二條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス
- 巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太地方裁判所及同管内二區裁判所設置ニ

關スル件

(明治四〇年三月法律第二八號)

- 朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル樺太地方裁判所及同管内二區裁判所設置ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
- 第一條 樺太島「ウラジミロフカ」ニ樺太地方裁判所及ウラジミロフカ區裁判所ヲ置キ同島「マウカ」ニマウカ區裁判所ヲ置ク
- 第二條 裁判所位置及管轄區域表中函館控訴院ノ部「根室地方裁判所」欄ノ次ニ左ノ一欄ヲ加フ





樺太	
マ ウ カ	ウ ラ ジ ミ ロ フ カ
樺太	樺太
本島南端「シラヌシ」岬ヨリ「メノコ」山「ウインデス」山「ベルニセツト」山「スバンベルグ」山「エスツル」山ヲ連繋スル山脈ヲ趁ヒ國境ニ至ル「線ヲ境界トシ其ノ以西海馬島	本島南端「シラヌシ」岬ヨリ「メノコ」山「ウインデス」山「ベルニセツト」山「スバンベルグ」山「エスツル」山ヲ連繋スル山脈ヲ趁ヒ國境ニ至ル「線ヲ境界トシ其ノ以東海豹島

附則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 本法施行前從前ノ規定ニ依リ舊管轄廳ニ於テ受理シタル事件ハ現在ノ儘相當ノ裁判ニ移ルモノトス既ニ爲シタル處分言渡ハ管轄裁判所ノ爲シタル確定裁判ト看做シ既ニ成立シタル勸解ハ管轄裁判所ニ於テ爲シタル和解ト看做ス

●樺太地方裁判所管内マウカ區裁判所開廳

(明治四〇年四月司法省告示第二六號)

樺太地方裁判所管内マウカ區裁判所本月一日開廳セリ

●樺太ニ在勤スル文官ノ加俸ニ關スル件

(明治四〇年三月勸令第三七號)

樺太ニ在勤スル文官ノ加俸ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
 樺太ニ在勤スル文官ニ關シテハ滿韓在勤文官加俸令ヲ準用ス但シ樺太廳長官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ五トス

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太ニ在勤スル官吏加俸額



(明治四二年四月大藏省令第二六號)

明治四十年(三月)勅令第三十七號ニ依リ樺太ニ在勤スル官吏ノ加俸額左ノ通相定ム

判任官 月俸金四十圓以上ノモノ 本俸十分ノ八  
其他 月額金參拾圓

附則

本令ハ明治四十二年(三月)勅令第二十三號施行ノ日ニ遡リ之ヲ適用ス

●臺灣樺太韓國清國等ニ在ル者ノ徵兵身體檢查ニ關スル件

(明治三九年二月勅令第三一八號)

朕臺灣、樺太、韓國、清國等ニ在ル者ノ徵兵身體檢查ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 臺灣、樺太、韓國、露國領沿海州、露國領薩哈噠、清國、香港、澳門ニ在ル者

ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ所在地附近ノ軍隊又ハ領事館ニ於テ徵兵身體檢查ヲ受クルコトヲ得但シ檢查ヲ受クル爲要スル旅費ハ自辨トス

第二條 徵兵身體檢查ハ陸軍佐官又ハ大尉一名ヲ検査員ト爲シ之ニ軍醫及下士ヲ附屬シテ之ヲ行フ

第三條 領事館ニ於テ施行スル徵兵身體檢查ニ關シテハ當該領事館員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ擔任セシムルコトヲ得

第四條 検査員ノ任命其ノ他檢查施行ニ關スル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム

附則

明治三十六年勅令第五百十二號ハ之ヲ廢止ス

〔參照〕 明治三十六年勅令第五百十二號ハ臺灣居住者及韓國在留者ノ徵兵身體檢查ニ關スル件ナリ

●同上法令ニ依ル徵兵身體檢查ニ關スル規程

(明治三九年二月陸軍省令第一六號)



明治三十九年勅令第三百十八號ニ依ル徵兵身體検査ニ關スル規程左ノ通定ム

第一條 臺灣、樺太、韓國、露國領沿海州、露國領薩哈噠、清國、香港、澳門ニ在ル者ハ左ノ區分ニ依リ徵兵身體検査ヲ受クルコトヲ得

臺灣ニ在ル者ハ臺灣守備隊

樺太ニ在ル者ハ樺太守備隊

韓國及其ノ附近ノ地ニ在ル者ハ韓國ニ在ル軍隊

清國、香港及澳門ニ在ル者ハ關東州若ハ其ノ附近ノ地ニ在ル軍隊、清國駐屯軍

又ハ芝罘、上海、厦門ニ在ル帝國領事館

露國領薩哈噠、露國領沿海州及其ノ附近ノ地ニ在ル者ハ樺太守備隊又ハ韓國、

清國ニ在ル軍隊

徵兵身體検査ハ中隊以下ノ軍隊ニ於テハ之ヲ施行セス

同一ノ地又ハ其ノ附近ニ數箇ノ軍隊駐在スル場合ニ於テハ之ヲ統率スル最高級

ノ團隊長ニ於テ徵兵身體検査ヲ施行スル軍隊ヲ指定シ豫メ之ヲ公示スヘシ

領事館ニ於テ施行スル徵兵身體検査ハ受檢者僅少ナル場合ニ於テハ附近ノ検査

場ニ合併シテ之ヲ施行スルコトアルヘシ

第二條 軍隊ニ於テ施行スル徵兵身體検査ハ其ノ軍隊ヲ統率スル最高級ノ團隊長

(臺灣ニ在リテハ守備混成旅團長)之ヲ統轄シ該隊所屬ノ將校ニ検査員ヲ命ジ之

ニ軍醫及下士ヲ附屬シテ行ハシム

領事館ニ於テ施行スル徵兵身體検査ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ検査員及附屬

員ヲ派遣シテ行ハシム

第三條 徵兵身體検査ヲ施行スル時期左ノ如シ

臺灣守備隊、韓國駐劄隊、關東州又

ハ其附近ニ在ル軍隊、清國駐屯軍

樺太守備隊

厦門帝國領事館 四月一日ヨリ同月五日迄

上海帝國領事館 四月廿日ヨリ同月廿五日迄

芝罘帝國領事館 四月一日ヨリ同月五日迄

第四條 徵兵身體検査ヲ受ケントスル者ハ検査開始ノ日ヨリ五十日前迄ニ到着ス

ル如ク本籍地府縣郡市町村番地及生年月日ヲ記シタル書面ヲ以テ検査ヲ受ケム



トスル軍隊又ハ領事館ニ願出ヘシ  
前項ノ願ヲ許可シタルトキハ直ニ之ヲ本人本籍地ノ市長又ハ町村長ニ通知スヘシ但シ領事館ニ在リテハ許可前豫メ出願人員ヲ陸軍省ニ通報シ指揮ヲ受クルモノトス

第五條 町村長前條第二項ノ通知ヲ受ケタルトキハ壯丁名簿ヲ添ヘ直ニ之ヲ島司郡長ニ差出スヘシ但シ前年假決ノ者ニ在リテハ壯丁名簿ヲ添附スルヲ要セス

第六條 島司郡長又ハ市長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ壯丁名簿（前年假決ノ者ニ在リテハ假決名簿）ヲ徵兵身體検査開始前五日迄ニ到着スル如ク検査ヲ施行スル軍隊又ハ領事館ニ送付スヘシ

第七條 第四條第一項ノ願出ヲ爲シタル者傷疾疾病犯罪等ノ爲徵兵身體検査ヲ受ケ難キトキハ當該軍隊又ハ領事館ニ届出ヘシ

第八條 徵兵身體検査ヲ終リタルトキハ徵兵検査員ハ壯丁名簿又ハ假決名簿ニ検査ノ結果ヲ記入シ徵兵身體検査ヲ受ケサル者アルトキハ其ノ事由ヲ附記シ直ニ之ヲ本籍地ノ島司郡長又ハ市長ニ送付スヘシ

第九條 本籍地徵募區ノ徵兵署閉鎖後壯丁名簿又ハ假決名簿到着シ抽籤ヲ要スル者ニアリテハ徵兵事務條例第五十三條該當者ノ例ニ依リ同聯隊區、警備隊區又ハ同師管內便宜ノ徵兵署ニ於テ抽籤ヲ施行シ其ノ徵集順序ヲ定ムヘシ

第十條 第四條第一項ノ願出ヲ爲シタル者當該軍隊又ハ領事館ニ於テ徵兵身體検査ヲ受ケサルトキハ徵兵事務條例ノ規定ニ依リ其ノ年更ニ徵兵身體検査ヲ受クヘキモノトス

第十一條 第一條ニ掲クル各地方ニ在リテ徵兵令第十二條ニ依リ内地部隊ニ於テ現役ニ服スルコトヲ出願シ又ハ一年志願兵ヲ志願セムトスル者ニシテ學術試験ヲ要セサル者ハ第三條ノ徵兵身體検査期日迄ニ軍隊又ハ領事館ニ願出テ身體検査ヲ受ルコトヲ得

前項ニ依リ身體検査ヲ受ケタル者ノ中合格者ニハ徵兵事務條例施行細則第十樣式ニ準シ合格證書ヲ付與スヘシ

第十二條 前條ノ合格證書ハ徵兵事務條例第五十一條及一年志願兵條例施行細則第四條ノ願書ニ之ヲ添付スルモノトス



前項ニ依リ合格證書ヲ差出シタル者ハ更ニ身體検査ヲ施行セス  
 第十三條 本令中郡長トアルハ北海道ニ在リテハ支廳長、市長トアルハ北海道沖  
 繩縣及東京市、京都市、大阪市ニ在リテハ區長、町村長トアルハ町村制ヲ施行セ  
 ラル地ニ在リテハ町村長ニ準スヘキ者ニ該當ス

●樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件

(明治四〇年三月法律第二五號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ  
 公布セシム

法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左  
 ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一 土人ニ關スルコト
- 二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三 法律上ノ期間ニ關スルコト

四 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又

ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

附 則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●司法ニ關スル法律ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四〇年三月勅令第九四號)

朕司法ニ關スル法律ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 左ニ掲クル法律ハ之ヲ樺太ニ施行ス

- 一 法例
- 二 裁判所構成法
- 三 裁判所構成法施行條例
- 四 執達吏規則
- 五 執達吏手數料規則



- 六 辯護士法  
 七 公證人規則  
 八 民法  
 九 民法施行法  
 十 明治三十五年法律第五十號  
 十一 地所質入書入規則  
 十二 明治三十七年法律第十七號  
 十三 不動産登記法  
 十四 明治三十九年法律第五十五號  
 十五 利息制限法  
 十六 明治三十二年法律第四十號  
 十七 明治三十三年法律第十三號  
 十八 供託法  
 十九 明治三十二年法律第五十號

- 二十 商法  
 二十一 商法施行法  
 二十二 明治二十三年法律第三十二號商法  
 二十三 商法施行條例  
 二十四 明治三十三年法律第十七號  
 二十五 刑法 (明治四一年勅令第一九二號ノ爲メ廢止セラレ)  
 二十六 刑法附則 (但シ第二十七條第一號及第四十四條第一號ヲ除ク) (同上)  
 二十七 爆發物取締罰則  
 二十八 濫職法  
 二十九 賈造金銀銅貨紙幣等取扱規則  
 三十 明治十五年第二十五號布告  
 三十一 明治十五年第七十三號布告  
 三十二 明治二十二年法律第二十八號  
 三十三 明治二十二年法律第三十四號



- 三十四 明治二十三年法律第百號  
 三十五 明治二十三年法律第百一號  
 三十六 明治三十八年法律第五十一號  
 三十七 明治三十八年法律第六十六號  
 三十八 明治三十八年法律第七十號  
 三十九 民事訴訟法  
 四十 民事訴訟法施行條例  
 四十一 民事訴訟費用法  
 四十二 民事訴訟用印紙法  
 四十三 明治十年第十九號布告  
 四十四 家資分散法  
 四十五 人事訴訟手續法  
 四十六 商事非訟事件印紙法  
 四十七 非訟事件手續法

- 四十八 明治三十二年法律第五十三號  
 四十九 競賣法  
 五十 明治三十二年法律第六十七號  
 五十一 刑事訴訟法  
 五十二 違警罪即決例  
 五十三 逃亡犯罪人引渡條例  
 五十四 外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法  
 五十五 明治十四年太政官達第八十二號  
 五十六 明治十四年第五十九號布告  
 五十七 明治十四年司法省達甲第五號  
 五十八 明治十四年司法省達甲第七號  
 五十九 明治十八年第十二號布告  
 六十 監獄則 (同上法令ノ爲メ廢止)  
 六十一 裁判所及臺灣總督府法院共助法



六十二 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法

六十三 明治三十九年法律第五十六號第九條第一項

第二條 樺太ニ於ケル土人ノ外ニ關係者ナキ民事ニ關スル事項及土人ノミニ對スル刑事ニ關スル事項ハ從來ノ慣例ニ依ル

前項ニ關スル訴訟手續ハ裁判所ノ便宜ニ從フ

第三條 公證人ノ職務ハ公證人ヲ置クニ至ル迄區裁判所書記之ヲ行フ

第四條 樺太支廳長、支廳出張所長タル官吏竝林務 稅務、鑛業及水産ニ關スル事務ヲ管掌スル官吏ハ刑事訴訟法第四十七條第二項ノ司法警察官ノ職權ヲ有ス

第五條 樺太廳支廳長、其ノ代理タル官吏、支廳出張所長タル官吏及樺太廳支廳又ハ支廳出張所ニ勤務スル警部ハ其ノ管轄區域内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決ス

第六條 民法又ハ商法ニ規定スル登記ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス

第七條 民事訴訟法第六十七條第一項及刑事訴訟法第十六條第一項ノ場合ニ於テハ海陸路四里毎ニ一日ヲ伸長ス

第八條 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ辯護士ヲ訴訟承繼人、訴訟代理人又ハ辯護人ニ選定シ若ハ選任スヘキ場合ニ於テハ辯護士ニ非サル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●會計法、行政執行法、治安警察法、新聞紙條例、出版法及質屋取締法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四〇年三月勅令第九五號)

既會計法、行政執行法、治安警察法、新聞紙條例、出版法及質屋取締法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

會計法、行政執行法、治安警察法、新聞紙條例、出版法及質屋取締法ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則



本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一一四

●郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四〇年三月勅令第六四號)

朕郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●陸、海軍刑法等ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四〇年七月九日勅令第二五七號)

朕陸軍刑法、海軍刑法等ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 左ニ掲クル法律ハ之ヲ樺太ニ施行ス

- 一 陸軍刑法 (明治四一年勅令第三二二號ノ爲メ廢止)
- 二 海軍刑法 (同上)
- 三 陸軍治罪法
- 四 海軍治罪法
- 五 陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法
- 六 陸軍軍人軍屬違警罪處分例
- 七 海軍軍人軍屬違警罪處分例
- 八 戒嚴令
- 九 軍機保護法
- 十 軍用電信法
- 十一 海上衝突豫防法
- 十二 徵發令
- 十三 陸地測量標條例

一一五



第二條 徵發令及陸地測量標條例中府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官、郡長ノ職務ハ樺太廳支廳長、町村長ハ職務ハ樺太廳長官ノ指定シタル者之ヲ行フ  
附則  
本條ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●行旅病人及行旅死亡人取扱法ノ樺太ニ施行スルノ件

(明治四〇年九月三〇日勅令第三一八號)

行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
行旅病人及行旅死亡人取扱法ハ之ヲ樺太ニ施行ス但シ同法中市町村長ノ職務ハ樺太廳支廳長之ヲ行フ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●行政裁判法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四一年一〇月勅令第二五四號)

行政裁判法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
行政裁判法ハ之ヲ樺太ニ施行ス  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●訴願法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四一年一〇月勅令第二五三號)

訴願法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
訴願法ハ第一條第一號乃至第六號ヲ除キ之ヲ樺太ニ施行ス  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



●關稅法關稅定率法及噸稅法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四二年三月勅令第二三號)

朕關稅法、關稅定率法及噸稅法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
關稅法、關稅定率法及噸稅法ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●刑法、同施行法及監獄法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四一年八月勅令第一九二號)

朕刑法、刑法施行法及監獄法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
刑法、刑法施行法及監獄法ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●陸軍刑法同施行法海軍刑法及同施行法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(明治四一年九月勅令第三二二號)

朕陸軍刑法、陸軍刑法施行法、海軍刑法及海軍刑法施行法ヲ樺太ニ施行スルノ件  
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
陸軍刑法、陸軍刑法施行法、海軍刑法及海軍刑法施行法ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太廳特別會計法

(明治四〇年三月法律第一八號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル樺太廳特別會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム



樺太廳特別會計法

第一條 樺太廳ノ會計ハ特別トシ其ノ歲入及一般會計ノ補充金ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條 樺太廳特別會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 政府ハ毎年樺太廳特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

附則

本法ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

●樺太ニ於ケル租稅ニ關スル件

(明治四〇年三月法律第二一號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル樺太ニ於ケル租稅ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 樺太ニ於ケル租稅ハ左ノ項目ニ從ヒ徵收ス

一 戶數割

二 營業稅

三 雜種稅

前項租稅ノ種類及課率ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 租稅ノ徵收及滯納處分ニ關シテハ國稅徵收法ヲ準用ス

第三條 本法ニ規定スルモノノ外租稅ノ賦課徵收其ノ他必要ナル事項ニ關スル規程ハ樺太廳長官之ヲ定ム

附則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太ニ於ケル租稅ノ種類及課率

(明治四〇年六月四日內務省令第一二號)

明治四十年法律第二十一號第一條第二項ニ依リ樺太ニ於ケル租稅ノ種類及課率ヲ定ムルコト左ノ如シ



第一條 戶數割ハ左ノ等級ニ依リ之ヲ賦課ス

一等	年額	同	一戸	金十二圓
二等	同	同	同	金十圓
三等	同	同	同	金八圓
四等	同	同	同	金七圓
五等	同	同	同	金六圓
六等	同	同	同	金五圓
七等	同	同	同	金四圓
八等	同	同	同	金三圓
九等	同	同	同	金二圓
十等	同	同	同	金一圓

第二條 營業稅ノ種類及課率ハ左ノ如シ  
物品販賣業、金錢貸付業、物品貸付業

一等	銀行業、兩替業、保險業、倉庫業、運送業、請負業	年稅	同	金三十圓
二等	同	同	同	金二十圓
三等	同	同	同	金十二圓
四等	同	同	同	金八圓
五等	同	同	同	金六圓
六等	同	同	同	金五圓
七等	同	同	同	金四圓
八等	同	同	同	金三圓
九等	同	同	同	金二圓
十等	同	同	同	金一圓



五等	印刷業、寫真業、製造業	同	金五圓
一等	周旋業、代理業、仲立業、問屋業	年稅	金十三圓
二等			金十圓
三等			金七圓
四等			金五圓
五等			金三圓
一等	旅人宿業、席貨業	年稅	金六圓
二等			金十三圓
三等			金十二圓
四等			金七圓
五等			金五圓

三四

五等	料理店業	年稅	金三十圓
一等			金廿五圓
二等			金二十圓
三等			金十五圓
四等			金十二圓
五等	酒類釀造業	年稅	金千圓
一等			金八百圓
二等			金六百圓
三等			金五百圓
四等			金四百圓
六等			金三百圓

三三



七等	同	金二百圓
八等	同	金百圓
醬油釀造業		
一等	年稅	金三十圓
二等	同	金廿五圓
三等	同	金二十圓
四等	同	金十五圓
第三條 雜種稅ノ種類及課率ハ左ノ如シ		
貨座敷	年稅	金十二圓
飲食店	年稅	金十圓
一等	同	金七圓
二等	同	金五圓
三等	同	金三圓
四等	同	金三圓

二二六

湯屋、理髮業、代書人	年稅	金三圓
遊藝師匠、遊藝稼人、俳優、相撲、行司、幫間	年稅	金二圓
興行	日稅	金一圓
劇場	年稅	金十圓
人寄席	年稅	金五圓
遊技場	同	金三圓
藝妓	同	金二圓
娼妓	同	金一圓
酌婦	月稅	金一圓
乘馬	同	金一圓
乘用馬車、乘用馬橋	年稅	金五十錢
荷積馬車、荷積馬橋	同	金二圓
荷積車、荷積橋	同	金一圓

二二七

十四歲以上  
十四歲未滿



人力車、自轉車	同	同	金二圓
西洋形船舶 <small>（蒸氣船、漁業専用ノ風帆船モノヲ除ク）</small>	同	百噸ニ付金十圓	
日本形船舶 <small>（漁業専用ノモノヲ除ク）</small>	同	一艘ニ付金一圓	
狩獵	同	金五圓	
鑛業	同	同	
砂鑛採取	同	同	
市場	同	同	
一等	年稅	金三十圓	
二等	同	金廿五圓	
三等	同	金二十圓	
四等	同	金十五圓	
五等	同	金十圓	
六等	同	金五圓	
第四條 各納稅人ニ對スル課稅ノ等級ハ樺太廳長官之ヲ定ム			

附則

本令ハ明治四十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ年稅ニ屬スルモノハ明治四十年度分ヨリ之ヲ徵收ス

●樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件

（明治四一年三月二〇日勅令第四五號）

朕樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

- 第一條 樺太ニ於ケル小學校ニ關シテハ小學校令中第一條乃至第三條、第五條、第十六條乃至第三十三條、第三十五條乃至第三十九條、第四十二條、第四十三條及第四十五條乃至第四十八條ノ規定ニ依ル但シ文部大臣ノ職務ハ内務大臣、府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官、市町村長ノ職務ハ樺太廳支廳長之ヲ行フ
- 第二條 小學校令ノ規定ニ依リ難キ場合アルトキハ樺太廳長官ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 樺太ニ於ケル小學校ノ正教員准教員ハ普通免許狀又ハ府縣免許狀ヲ有ス



ル者ヨリ之ヲ任用ス

第四條 樺太廳立小學校職員ノ名稱待遇及等級配當方ニ關シテハ明治二十四年勅令第二百十八號又明治二十五年勅令第三十九號ノ規定ニ依ル

附則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●同上法令施行方

(明治四十一年三月三十一日內務省令第六號)

樺太ノ小學校ニ關スル件施行方左ノ通之ヲ定ム

第一條 明治四十一年勅令第四十五號第一條ニ依リ內務大臣ニ於テ定ムヘキ事項ニ付テハ小學校令施行規則中第九十八條乃至第二百一十一條、第二百五十九條、第百七十條、第百七十二條、第百七十四條乃至第百八十五條、第二百十二條乃至第二百二十三條ヲ除キ其ノ他ノ規程ヲ準用ス  
第二條 小學校令施行規則中ニ規定スル文部大臣ノ職務ハ內務大臣府縣知事ノ職

務ハ樺太廳長官郡市町村長ノ職務ハ樺太廳支廳長之ヲ行フ但シ小學校令施行規則第百六十八條、第百六十九條ニ規定スル郡市長ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ  
第三條 樺太廳立小學校教員ニハ本俸十分ノ八ノ加俸ヲ給ス

附則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル件

(明治四十一年三月三〇日法律第三五號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第一條乃至第十三條及明治二十九年法律第十三號第二條ノ規定ハ樺太廳立小學校教員及其ノ遺族ニ關シ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ



第二條 本法ニ依ル給與ハ國庫ノ支辨トス

第三條 樺太廳立小學校正教員ハ其ノ給料額ノ百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ

第四條 市町村立小學校正教員ノ在職年月數樺太廳立小學校正教員ノ在職年月數ハ本法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ於テ之ヲ通算ス

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、明治三十三年法律第七十七號及在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依ル在職在官年月數ニ付テモ亦前項ニ同シ

前項ニ掲ケタル法律ニ依ル小學校ノ正教員ト樺太廳立小學校正教員トノ間ニ於ケル轉勤ハ勤續ト看做ス

第五條 明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ樺太廳立小學校正教員ノ退隱料及遺族扶助料ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

### ●樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給ニ關スル件

(明治四十一年三月三十一日勅令第七一號)

朕樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 明治二十五年勅令第十八號ハ樺太廳立小學校正教員ニ關シ之ヲ準用ス

第二條 左ニ掲ケル年月數ハ正教員在職年數ニ算入スヘシ

- 一 小學校令ノ規定ニ依リ普通免許狀又ハ小學校正教員府縣免許狀ヲ有スル者ニシテ明治四十一年法律第三十五號施行前樺太小學校教員ノ職ニ在リタルトキハ其ノ在職ノ年月數
- 二 前號ニ掲ケル免許狀ヲ有スル者ニシテ明治四十一年法律第三十五號施行前樺太民政署ニ於テ教育ノ事務ニ從事シタルトキハ其ノ在職ノ年月數

第三條 樺太廳立小學校教員ノ退隱料及遺族扶助料ノ審査ニ關シテハ學校職員恩



給審査規程第二章ノ規定ニ依ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●樺太ノ小學校ニ關スル件

(明治四十一年七月内務省令第一二號)

明治四十一年(三月)内務省令第六號樺太ノ小學校ニ關スル件施行方中左ノ通改正ス

第一條中「第二百一十一條」ノ下ニ「第三百二十二條」ヲ加フ

第一條ノ二 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ豫メ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 明治四十一年三月内務省令第六號

第一條 明治四十一年勅令第四十五號第一條ニ依リ内務大臣ニ於テ定ムヘキ

事項ニ付テハ小學校令施行規則中第九十八條乃至第二百一十一條、第五百十

九條、第七十條、第七十二條、第七十四條乃至第八十五條、第二

百十二條乃至第二百二十三條ヲ除キ其ノ他ノ規程ヲ準用ス

●樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料取

扱規程

(明治四十二年二月内務省令第四號)

樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料取扱規程左ノ通之ヲ定ム

第一條 樺太廳立小學校教員退隱料、退職給與金、扶助料及ヒ扶助金ノ取扱ニ關

シテ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給

規則第一條乃至第十五條、内閣恩給局長管掌ニ屬スル巡查看守退隱料及遺族扶

助料取扱規程第十三條、第十八條乃至第二十一條及官吏恩給法施行規則第九條

ノ規程ニ依ル



第二條 樺太廳立小學校教員退職料及遺族扶助料ニ關スル法律ニ依リ退職料、退職給與金、扶助料又ハ扶助金ヲ受クヘキ者ハ樺太廳長官ニ請求スヘシ

第三條 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中府縣知事ニ屬スル事項ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第四條 内閣恩給局長管掌ニ關スル巡查看守退職料及遺族扶助料取扱規程中内閣恩給局長ニ屬スル事項ハ樺太廳長官内閣恩給局ニ關スル事項ハ樺太廳之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



渡航便覽

東京青森間 哩數四五六哩九鎖假リニ上野發午後十二時四十分ナレバ翌朝午前九時三十五分青森着即チ此時間九時間ト十五分ナリ

東京青森間汽車賃 一等 一〇、九五〇 通行稅 五〇〇

二等 六、五七〇 二五〇

三等 四、二八〇 四〇

急行券 一等 一、五〇〇

二等 一、〇〇〇

三等 五〇〇

樺太大泊榮町ト豊原間 哩數二八哩六鎖ニシテ大泊榮町午前八時十五分發スレバ午前十一時二十九分着ス汽車賃二等一圓七十錢、三等八十五錢ナリ外ニ通行稅ヲ要ス



樺太線

往航大泊真岡兩地發及ビ復航九春古丹發ハ荷役ノ都合ニ依リ本定期ヨリ二十四時間以內延發隨テ此場合ニハ次港以下函館迄各地着發ヲ二十四時間以內順延スルコトアルベシ

九春古丹「マウカ」碇泊中本表以外ノ指定地へ積取ノ爲メ回船シ其ノ結果本定期通リ兩地出帆ナシ難キトキハ亦前記二十四時間ノ猶豫内ニ於テ延發隨テ此場合ニモ次港以下函館迄各地着發ヲ二十四時間以內順延スルコトアルベシ

○青森室蘭間賃金表

(明治四十一年五月改正)

		函館	
		青森	一、二、三、三〇〇〇
室蘭	一等	二、四、六、二、五、七、五〇〇〇	三、二、一、三、二、一
	二等	三、二、一、三、二、一	三、二、一
等級		等	等

		函館	
		室蘭	一、五〇〇、四、五〇〇
室蘭	一等	三、二、一、三、二、一	一、二、一
	二等	三、二、一	一、二、一
等級		等	等

一 食事 各等和食附

一 小兒運賃 十二歳未満半額、四歳未満一名無賃地ハ四分一額

一 往復切符

特ニ定ムル場合ノ外往復切符ヲ發行セス

一 \* 印ハ青森寄港船ニ依ル函館室蘭間船客青森ニ滞在ノ場合ハ別ニ函館青森間及青森室蘭間運賃ノ合算額ニ對スル差額ヲ申受クルモノトス

○函館樺太線船客運賃表

		函館	
		小樽	二、四、六、〇、〇、〇〇〇
		大泊	四、八、二、六、二、八、〇、〇、〇〇〇
真岡	一等	二、五、七、五〇〇〇	六、二、八、八、六、四、〇、〇、〇〇〇
	二等	三、二、一、三、二、一	三、二、一、三、二、一
等級		等	等

○ 食事 各等共和食附

○ 小兒運賃 十二歳未満半額四歳未満一名無賃他ハ四分一額

○ 往復切符

一、二等ニ限リ發行、復航運賃二圓減有 效期限九十日間



樺太線發着定期表

函館	小樽		船名	マツカ		九春古丹		小樽		函館
	發着	發着		發着	發着	發着	發着	發着		
前	前	後	後	前	後	後	後	前	前	自五月至十一月
十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	
十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	
廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	
廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	
三日	二日	一日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	
四日	三日	二日	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	

樺太內地間小包料

内地、臺灣、樺太相互間 二百匁迄 四百匁迄 六百匁迄  
 及日、清、韓三國相互間 三十錢 三十五錢 四十錢  
 九百匁迄 一貫二百匁迄 一貫五百匁迄  
 五十錢 六十錢 七十錢

(注意) 内地、臺灣、樺太相互間及日、清、韓三國相互間ノ小包郵便物ハ價格表記ノ指定アルモノノ外ハ皆書留小包郵便物トシテ取扱ハル

樺太內地間電報料

和文 片假名十五字以内 金四十錢  
 英文 五字以内ヲ加フル毎ニ金十錢ヲ増ス  
 五語以内 金五十錢  
 一語ヲ加フル毎ニ金十錢ヲ増ス



●樺太森林の富源

樺太の森林に關しては其の筋に於ても既に精細なる調査に着手せるが  
 同島内は未だ交通不便にて材質搬出の道路なき故森林調査に次ぎ今後  
 計畫さるべき林道の新營なるが今其の調査せられたる所によれば其の  
 森林は頗る廣大なるものにて到底之を内地に求むるを得ず即ち針葉樹  
 百九十九萬町歩、此の材積十六億四千七百十萬尺、針闊混森林二十九萬  
 町歩材積七千六百六十七萬尺、未立木地三十六萬町歩以上、林野總面積は  
 實に三百十五萬三千六百九十六町歩、其の蓄積十八億八千九百九十五萬七  
 千五百九十餘尺、綿にして森林は老中壯幼の混合林に位し幼は高さ二尺  
 より老は十七八間に達し製紙原料丸太、鐵業用杭木、電柱用材、構寸軸木、經  
 木原料、建築用材、其の他の工藝原料に使用し得べきものにて當局にて  
 之が搬出方法に就き目下額に調査中なりと云ふ(四十二年六月通信)

最新樺太案内終

明治四十二年七月十日



正價金貳拾五錢

編輯者 兼 古賀 篤 溪  
東京市芝區西應寺町二十八番地

印刷者 白 士 幸 力  
東京市神田區美土代町三丁目一番地

印刷所 三 光 堂  
東京市神田區美土代町三丁目一番地





25  
829

特約發賣店

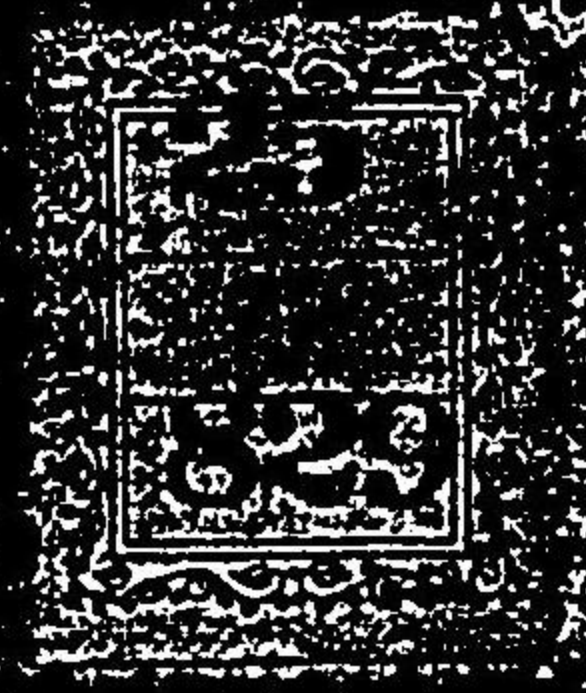
同	同	同	同	同	同	同	北海道札幌
同	小樽	同	同	函館	同	同	富貴堂
白鳥書店	川南書店	西堀近江堂	魁文舍	萬隆舍	維新堂	文光堂	
~~~~~							
同	樺太	同	仙臺	青森	同	同	北海道旭川
真岡	豐原						齋藤書店
會津書店	村松書店	鈴木書店	藤崎書店	今泉支店	村上書店		

其他全國各書林ニモ發賣仕候









026737-000-5

25-829

最新樺太案内

古賀 鶯溪/編

M42

ADD-0433

